

# フラッとピタッとやいづ アクションプラン

(第7期焼津市障害福祉計画)

(第3期焼津市障害児福祉計画)

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

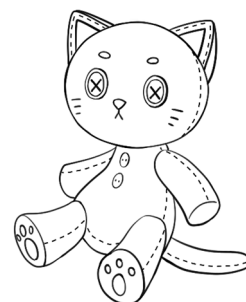
焼津市

# 目次

第1章 計画の概要 .....	2
<b>1 計画の趣旨</b> .....	1
<b>2 計画の位置づけ及び他の計画との関係</b> .....	1
<b>3 本計画の対象者</b> .....	2
<b>4 策定にあたっての基本理念</b> .....	2
<b>5 基本的な考え方</b> .....	5
<b>6 計画の期間</b> .....	10
第2章 障害のある人を取り巻く現状 .....	11
<b>1 人口の状況</b> .....	11
<b>2 障害のある人の状況</b> .....	12
(1) 障害者手帳所持者数 .....	12
(2) 難病患者の現状 .....	13
(3) 障害福祉サービス種類別の利用状況 .....	13
(4) 障害支援区分の認定状況 .....	15
第3章 第7期障害福祉計画 成果目標 .....	17
<b>1 成果目標の設定</b> .....	17
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行 .....	17
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	19
(3) 地域生活支援拠点等の整備 .....	20
(4) 福祉施設から一般就労への移行 .....	21
(5) 相談支援体制の充実・強化等 .....	24
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	26
<b>2 障害福祉サービスの必要な見込み及び見込量確保のための方策</b> .....	28
(1) 訪問系サービス .....	29
(2) 日中活動系サービス .....	32
(3) 居住系サービス .....	43
(4) 相談支援事業 .....	46
(5) 補装具の支給 .....	48
<b>3 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策</b> .....	49
(1) 必須事業 .....	50
(2) 任意事業 .....	60

<b>4 基盤整備計画</b> .....	66
第4章 第3期焼津市障害児福祉計画.....	67
(1) 地域支援体制の構築.....	67
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援.....	67
(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進.....	68
(4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備.....	68
(5) 障害児相談支援体制の提供体制の確保.....	69
(6) 児童福祉法サービス種類別の利用状況.....	69
第5章 障害児福祉計画 成果目標.....	70
<b>1 障害児支援の提供体制</b> .....	70
第6章 障害児福祉計画 活動指標.....	73
<b>1 障害児通所支援サービスの必要な見込み</b> .....	73
第7章 計画の推進体制 .....	78
<b>1 焼津市障害者自立支援ネットワークの充実</b> .....	78
<b>2 地域における各関係機関・団体、企業との連携</b> .....	78
<b>3 県、近隣市町との連携</b> .....	78
<b>4 計画の進捗管理</b> .....	78
関連資料	
(1) 焼津市障害者自立支援ネットワーク委員名簿.....	81
(2) 障害者総合支援法（抜粋）.....	82
(3) 児童福祉法（抜粋）.....	84
(4) 障害者を対象としたサービス体系図.....	86
(5) 障害児を対象としたサービス体系図.....	87
(6) ライフステージ別のサービス.....	88
(7) 焼津市の障害福祉事業所一覧.....	90

表紙・イラスト協力：S.Aさん（市内在住）



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

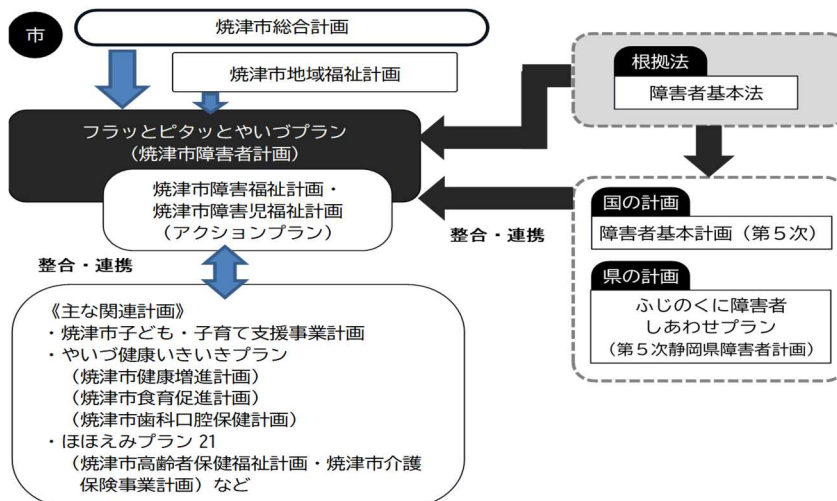
「第7期焼津市障害福祉計画及び第3期焼津市障害児福祉計画(以下「本計画」)」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)」に基づき、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供できるよう、令和6年度から令和8年度までの3年間の障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる数値目標の設定及び各年度のサービスの種類ごとの需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

## 2 計画の位置づけ及び他の計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第88条「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」として、国及び静岡県の計画との整合性を図っています。また、「焼津市総合計画」を最上位の計画とし、「焼津市地域福祉計画」、「焼津市子ども・子育て支援事業計画」などの福祉関連計画との整合を考慮しながら、市の障害福祉分野の計画である「焼津市障害者計画(フラットピタッとやいづプラン)」の福祉サービス提供にかかる「アクションプラン」と位置づけています。

なお、この計画は、市、支援者及び養護者等、地域の計画として定めるものです。

### ■計画の関連イメージ



### 3 本計画の対象者

本計画の対象となる「障害のある人」とは、障害総合支援法に規定された障害者(18歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む。))及び難病により障害のある者並びに障害児(18歳未満の者で、身体に障害のあるもの、知的障害のあるもの、精神に障害のあるもの(発達障害を含む。))及び難病により障害のあるもの)をいいます。

### 4 策定にあたっての基本理念

障害者基本法の基本的理念、障害者総合支援法の基本理念及び第5次焼津市障害者計画の目指す将来像である「お互いを理解し尊重し合い、全ての人が輝ける共生のまち 焼津」を踏まえ、本計画においては、次の7つを基本理念として掲げ、その推進を図ります。

#### (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。

#### (2) 市が中心となって身近な実施主体と障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人がその障害種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるように、サービス提供体制の充実を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域の社会資源を最大限に活用するとともに、地域生活支援の拠点づく

りを始めとした障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を推進します。

#### **(4) 地域共生社会の実現に向けた取組**

地域のあらゆる市民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制事業の活用を含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び市民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### **(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援**

障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援や障害児相談支援について、市を実施主体の基本とし、障害の種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等を充実し、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども（以下、「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

## (6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携を推進することや、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等に、関係者が協力して取り組める体制作りを進めます。

あわせて職員の処遇改善等による職場環境の整備、ハラスメント対策、ICT等の導入による事務負担の軽減、業務の効率化を関係者と協力して進めていきます。

## (7) 障害のある人の社会参加を支える取組定着

障害のある人の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成やICT活用等を進めていきます。



## 5 基本的な考え方

### 1 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮し、目標を設定し、計画的な整備を行います。

#### (1) 訪問系サービスの保障

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、及び重度障害者等包括支援の充実を図り、訪問系サービスを保障します。

#### (2) 日中活動系サービスを希望する障害のある人等への保障

日中活動系サービスを希望する障害のある人に、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスを保障します。

#### (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めていきます。

障害のある人が一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する人への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要があります。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した人や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある人であっても、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型の共同生活援助や、自立生活援助を含め、重度の人や、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより、地域移行が図られる精神障害のある人についての必要なサービス量を見込む等、ニーズの把握に努めていきます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって障害のある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにしていきます。

さらに、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点※の体制強化と必要な機能の充実を図ります。

※障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図るための体制。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する人に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する人及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を進めていきます。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係者に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知に努めていきます。また、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であるため、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である方やその家族に対する支援を進めていきます。

## 2 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

障害のある人、とりわけ、重度の障害がある人等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者等は、障害のある人及びその家族等が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援を含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要です。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的を確認の上、必要に応じた見直しを行わなければなりません。

このため、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害のある人からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していく必要があります。

市は地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能を強化し、相談支援体制の充実・強化を進めていきます。また基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的な確保に努めていきます。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を生かし相互に連携する仕組みが構築されてきていますが、改めて地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障害のある人、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を進めていきます。

また、精神障害のある人及び精神保健に課題を抱える人やその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、相談に応じ、必要な支援を実施できる体制整備に取り組みます。

## (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことで、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化すると考えられるため、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

障害者支援施設又は精神科病院から地域生活へ移行した後の定着はもとより、地域で生活している障害のある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制を構築していきます。

## (3) 発達障害のある人及び家族に対する支援の確保

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要です。保護者が子どもの発達の特徴を理解し、必要な知識を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を構築することや専門医療機関の確保が重要です。

これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要です。

## 3 障害のある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある子どもについては、こども基本法において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保

障される旨が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されています。さらに同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。

#### (1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害のある子ども及びその家族に対する支援について、本人の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センター（ぼぷら）については、地域の障害のある子どもの健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な支援体制の整備を図ります。併せて、その地域支援機能を強化することにより、障害のある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

#### (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策と緊密な連携を図ります。

また、障害の早期の発見及び支援、健全な育成を進めるため、こども家庭センター等の関係機関と連携し、支援体制を構築していきます。

さらに、支援が適切に行われるために、就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所等が緊密な連携体制を構築していきます。

#### (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障害のある子ども及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

地域への社会参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援をはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等

の育ちの場において連携・協力しながら支援体制を構築していきます。

#### (4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

##### ① 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実に努めます。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要です。ニーズが多様化している状況を踏まえ、短期入所の役割や在り方、さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築していきます。

加えて、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言等の支援を行います。

関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進していきます。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進していきます。

##### ② 強度行動障害や高次脳機能障害を有する子どもに対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する子どもに対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

#### (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害のある子どもや家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害にある人に対する相談支援と同様に、障害児相

談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

## 6 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、国の法改正などの動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### ■計画期間

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
焼津市障害者計画	第4次	第5次					第6次			
焼津市障害福祉計画	第6期	第7期(本計画)		第8期		第9期				
焼津市障害児福祉計画	第2期	第3期(本計画)		第4期		第5期				
焼津市総合計画	第6次 第2期基本計画			(仮)第7次 第1期基本計画				(仮)第7次 第2期基本計		



## 第2章 障害のある人を取り巻く現状

### 1 人口の状況

本市の総人口は、令和5年3月現在で136,623人となっており、平成30年3月と比べると2,971人減少しています。また、65歳以上の人口が総人口に占める割合は30.1%で年々上昇しており。一方、15歳未満の人口は徐々に減少していることから、本市においても少子高齢化が進行しています。将来的には総人口は減少し、さらに高齢化が進むことが予測されます。

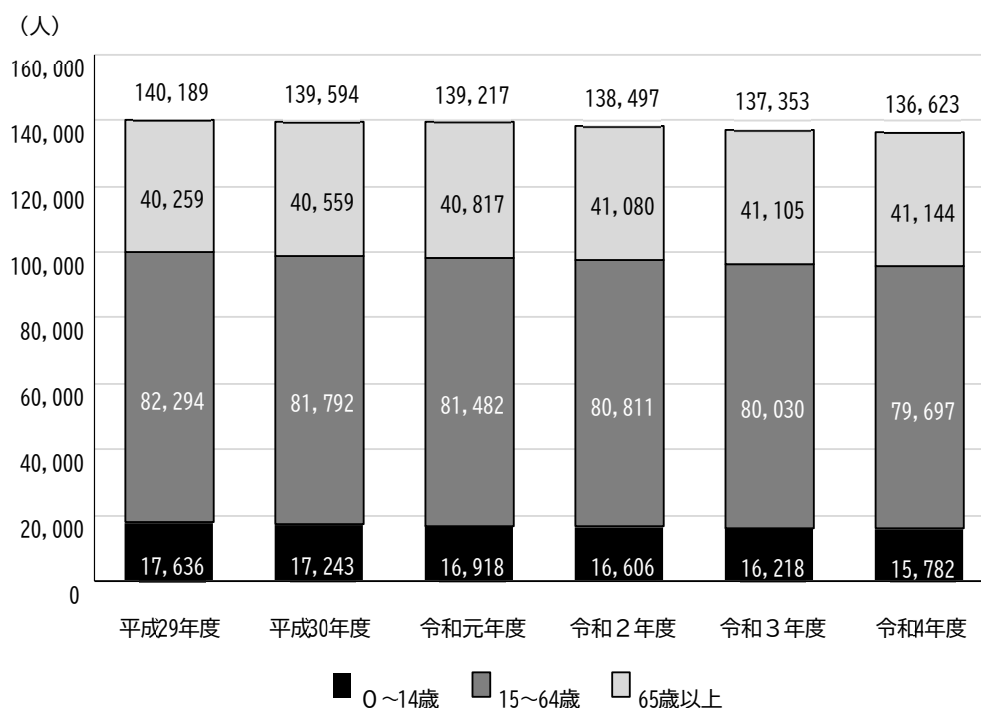
#### ■総人口の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～14歳	17,636	17,243	16,918	16,606	16,218	15,782
15～64歳	82,294	81,792	81,482	80,811	80,030	79,697
65歳以上	40,259	40,559	40,817	41,080	41,105	41,144
総人口	140,189	139,594	139,217	138,497	137,353	136,623

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

#### ■年齢区分別人口の推移



## 2 障害のある人の状況

### (1) 障害者手帳所持者数

焼津市内の3障害の手帳所持者数は、令和5年3月31日現在では、6,398人となっています。

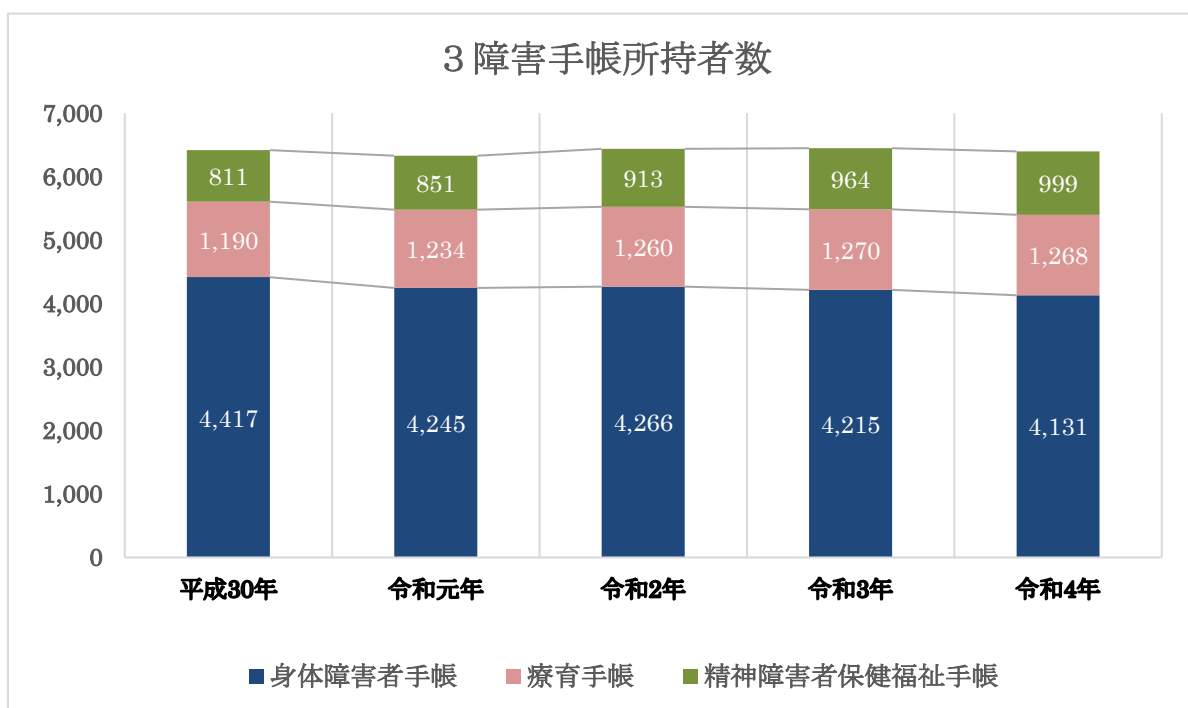
手帳の種類別の内訳は、身体障害者手帳が4,131人、療育手帳が1,268人、精神障害者保健福祉手帳が999人となっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	4,417	4,245	4,266	4,215	4,131
療育手帳	1,190	1,234	1,260	1,270	1,268
精神障害者保健福祉手帳	811	851	913	964	999
総計	6,418	6,330	6,439	6,449	6,398

資料：焼津市障害福祉課（各年3月末現在）



## (2) 難病患者の現状

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられず「制度の谷間」にあった難病患者も、平成 25 年 4 月から、障害者総合支援法による障害福祉サービスが受けられるようになり、その対象範囲は 361 疾病となりました。ただし、その全対象者数を把握することは難しく、現在把握できる難病患者数は、その内の医療費助成の対象となる「指定難病」（令和 5 年 3 月 31 日現在、338 疾患）で特定疾患医療受給者証所持者数のみとなります。

難病患者への障害福祉サービスについては、県と連携して対象者への周知を図るほか、市ホームページや広報紙を活用し周知します。

### ■令和 5 年度特定疾患医療受給者証所持者数

所持者数	内訳
1,171 人	国指定（338 疾患）1,146 人 県指定（2 疾患）25 人

資料：静岡県中部保健所（令和 5 年 8 月 31 日現在）

## (3) 障害福祉サービス種類別の利用状況

令和 5 年 10 月末現在の障害者総合支援法における障害福祉サービス種類別の支給決定者数と実利用者数は、次のとおりです。サービスの支給決定者数は 1,389 人ですが、複数のサービスの支給決定を受けている人がいるため、実利用者数は 891 人です。実利用者数が支給決定者数より少なくなっているのは、支給決定はされているのですが、令和 5 年 10 月にサービスを利用しなかった人がいたためです。

また、支給決定者数の年齢別分類では、どの年代も大きな人数の違いがなく支給決定を受けていることがわかります。なお、65 歳以上の人数が少ないのは、65 歳以上は原則介護保険制度に移行することによるものです。

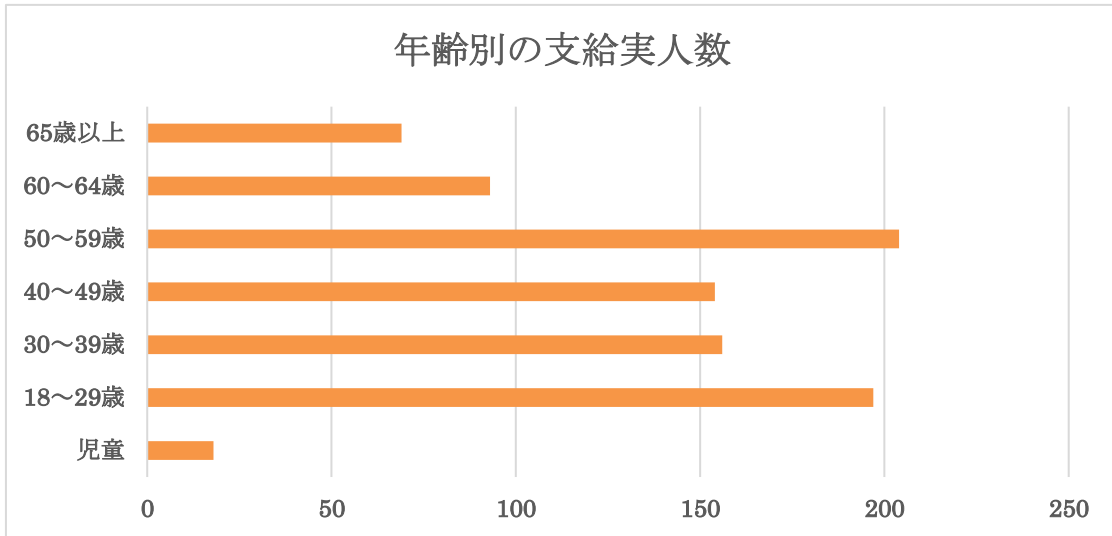
■障害者総合支援法のサービス給付状況(サービス支給決定者数) (単位：人)

サービス種類	給付者数	
	R2.10月	R5.10月
<b>訪問系サービス</b>		
居宅介護	128	113
重度訪問介護	0	0
同行援護	22	21
行動援護	3	0
重度障害者等包括支援	0	0
<b>日中活動系サービス</b>		
生活介護	315	336
自立訓練（機能訓練）	0	2
自立訓練（生活訓練）	4	7
宿泊型自立訓練	1	0
就労移行支援	16	13
就労継続支援（A型）	58	88
就労継続支援（B型）	237	296
就労定着支援	16	12
療養介護	16	17
短期入所	71	89
<b>居住系サービス</b>		
共同生活援助	61	114
施設入所支援	109	96
総計	1,381	1,389

資料：静岡県国民健康保険連合会

■年齢別障害福祉サービス利用者実数

区分	児童	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65歳 以上	総計
人数	18	197	156	154	204	93	69	891



#### (4) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスのうち、介護給付サービスを利用する際には、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分の認定状況は、区分1から6に認定されている人の中で区分6に認定されている人が一番多くなっています。

#### ■障害支援区分の認定状況

(単位：人)

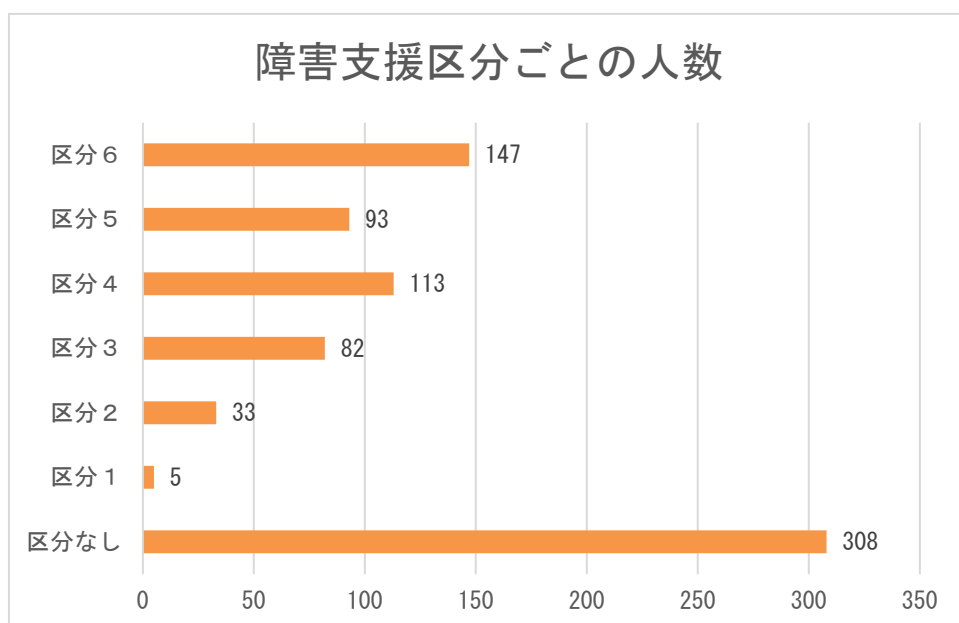
区分	支援の必要度 ← 低い → 高い							合計
	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体	49	2	2	17	19	21	34	144
知的	182	4	22	53	94	74	110	539
精神	160	0	15	15	13	2	3	208
難病	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	391	6	39	85	126	97	147	891

資料：焼津市障害福祉課（令和5年10月末現在）

#### ■障害支援区分とは

障害支援区分は、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。区分は6段階あり、区分が6に近づくほど必要とされる支援の度合が高いことを表します。

なお、訓練等給付の障害福祉サービスの利用は、原則障害支援区分の認定が不要なため、区分認定をしていない方は「区分なし」に分類されます。



■障害支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	対象区分	
居宅介護	区分1以上(通院等介助(身体介護を伴う)は区分2以上)	介護給付
重度訪問介護	区分4以上(他に該当条件あり)	
同行援護	区分2以上(他に該当条件あり)	
行動援護	区分3以上(他に調査項目あり)	
重度障害者等包括支援	区分6 (他に該当条件あり)	
生活介護	区分3以上(50歳以上は区分2以上)	
療養介護	区分5以上(他に該当条件あり)	
短期入所	区分1以上	
施設入所支援	区分4以上(50歳以上は区分3以上)	
共同生活援助(グループホーム)	必要なし(介護が必要な場合は区分2以上)	訓練等給付
自立訓練	必要なし	
就労移行支援	必要なし	
就労継続支援	必要なし	
就労定着支援	必要なし	

# 第3章 第7期障害福祉計画 成果目標

## 1 成果目標の設定

成果目標は、国の成果目標を勘案し、第5次焼津市障害者計画（以下「障害者計画」という）基本方針4「生活の安定と自立の支援」、基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」に基づいた行動計画として設定しています。

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」における、施策（3）のアクション③「地域移行の推進」の行動計画です。

本人の希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と意思決定ができる地域生活への移行を推進します。

福祉施設に入所している障害のある人について、グループホームや一般住宅等への移行を推進し、令和8年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

#### 【成果目標】

- ① 令和8年度末の施設入所者総数について、令和4年度末の施設入所者から4人以上減少することを目指します。(4.0%減)
- ② 令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度までに地域生活へ移行する人数を6人以上とします。(移行率6.1%)

#### ① 施設入所者数の削減

項目	数値	備考
(基準年度) 令和4年度末の入所者数	99人	令和4年度末の全施設入所者数
(目標年度) 令和8年度末の入所者数	95人	令和8年度末の全施設入所者数
(成果目標) 削減数	4人 (4.0%)	令和8年度末までに減少を目指す数 (削減率)

## ②地域生活への移行者数

項目	数 値	備 考
(成果目標) 地域生活への移行者数	6 人 (6.1%)	令和 4 年度末の全入所者(99 人)のうち、施設から GH 等への移行を目指す人数(移行率) (計画期間内累計)

### 【国の方針】(参考)

- ・令和 4 年度末時点における施設入所者数を令和 8 年度末時点において 5 %以上削減することを基本とする。
- ・令和 4 年度末時点における施設入所者の 6 %以上が令和 8 年度末までに地域生活に移行することを基本とする。

### 【現状と目標達成のための方策】

- ・障害特性等による、在宅生活の難しさから、施設入所を希望する人が増えています。相談支援事業所と連携し、可能な限り住み慣れた地域での在宅生活を続けられるように、本人に合うサービスを検討し、提供する支援を行います。
- ・施設入所者の高齢化が進んでいるため、介護保険施設等への移行が適当と認められる人については、円滑に移行できるよう調整をします。
- ・地域生活への移行先として、グループホームの整備の促進を図ります。
- ・地域生活への移行が可能となるように、不足している資源の整備促進のみならず、既存の施設、サービス等を組み合わせて対応できることを検討していきます。
- ・地域への移行が可能となるように、受け入れ側である地域での障害に対する理解を深めていきます。
- ・保健所や病院との連携の下、長期入院者の退院へのニーズを把握して地域に必要な資源についての課題を見つけ出し、必要なサービスの充実を図ります。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」における、施策(3)のアクション③「地域移行の推進」の行動計画です。

精神に障害のある人が住みなれた地域を拠点として本人が充実した生活をし、また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、高齢者だけでなく精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな基本理念を踏まえ、自立支援ネットワークやその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

### 【活動指標】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、保健、医療、福祉関係者による協議を年に1回以上行う。

項目	数値	備考
(活動指標) 重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	年1回以上	協議の場は、焼津市自立支援ネットワーク地域移行・地域定着専門部会とする。
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定および評価の実施回数	年1回以上	

### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 焼津市では、自立支援ネットワーク内に地域移行・地域定着専門部会を設置しており、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場としています。

地域移行地域定着専門部会において、地域移行したケースを把握して、病院から施設を出て、地域で暮らすために必要な資源を検討・具体化していきます。

また志太榛原圏域及び本市の地域移行・地域定着専門部会において、地域移行及び地域定着支援の課題と事業の検証を行います。

精神障害のある人も、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、支援体制等を協議し、地域移行・地域定着を促進します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活への移行の支援や地域生活支援を充実させるためには、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を持った拠点「地域生活支援拠点」の機能を充実させることが必要です。

地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題や対応が困難な障害特性等については、自立支援ネットワーク等を活用し、情報共有や機能を補完する方策についての検討や関係者への研修を行う等、地域生活支援拠点等を整備した後でも、地域のニーズや課題に対応できているか、継続的に検証や検討を行うことが重要です。

焼津市では、令和3年3月に地域生活支援拠点等を整備しており、機能を強化するための目標を、次のとおり設定します。

#### 【活動指標】

- ・ 地域生活支援拠点の機能充実のため、年2回以上運用状況を検証及び検討します。
- ・ 地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置します。

機能充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場	焼津市障害者自立支援ネットワーク	
項目	数値	備考
(成果目標) 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	3人以上	
(活動指標) 拠点等の整備、機能充実に向けた検証および検討を行う回数	年2回以上	

#### 【国の方針】

- ・ 地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績を踏まえて運用状況を検証及び検討する。
- ・ 強度行動障害のある人の支援体制の充実を図るため、その人たちの状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

#### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 焼津市自立支援ネットワークにおいて運用状況の検証等を行い、機能の充実を図

ります。

- ・ 地域生活支援拠点等のコーディネーターや、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所の担当者等の人材育成を進めていきます。
- ・ 強度行動障害のある人の支援体制について、相談支援専門部会での検討や、医療機関・生活介護事業所・短期入所事業所・障害者支援施設等の関係機関との協議を行い、令和8年度までに支援体制を整備します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

障害者計画 基本方針4「生活の安定と自立の支援」における、施策(2)のアクション②「就労支援体制の充実」の行動計画です。

##### ① 福祉施設からの一般就労への移行者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用して、令和8年度中に一般就労に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

##### 【成果目標】

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数を年間12人以上とします。

##### 【算出方法】

令和3年度の実績8人×1.5倍=12人

項目	数値	備考
(成果目標) 令和8年度の一般就労移行者数	12人 (150%)	令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数 (令和3年度比)

##### 【国の方針】(参考)

- ・ 福祉施設から一般就労への移行者を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

※就労継続支援A型事業所は「福祉施設」に含まれるため、A型事業所へ移行しても移行者には含めない。

##### ② 就労定着支援事業の利用者

令和8年度末における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の目標値を次のとおり設定します。

**【成果目標】**

令和8年度末の就労定着支援事業所の利用者数を3人以上とします。

項目	数値	備考
(基準値) 令和8年度末時点の一般就労移行予定者数	12人	福祉施設からの一般就労への移行者数より
(成果目標) 令和8年度末時点の就労定着支援事業所の利用者数	3人 (25%)	令和8年度3月末の就労定着支援事業所の利用者数 (基準値に対する比)

**【国の方針】(参考)**

- ・令和8年度における就労定着支援の利用者数については、令和3年度の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

**③ 就労定着支援事業所の就労定着率**

令和5年度における市内の就労定着支援事業所の就労定着率について、次のとおり設定します。

**【活動指標】**

令和5年度までに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上となることを目指します。

項目	数値	備考
(活動指標) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の率	100%	令和8年度末における就労定着率7割以上を達成する事業所の割合 * 市内の就労定着支援事業所は1か所

**【国の方針】(参考)**

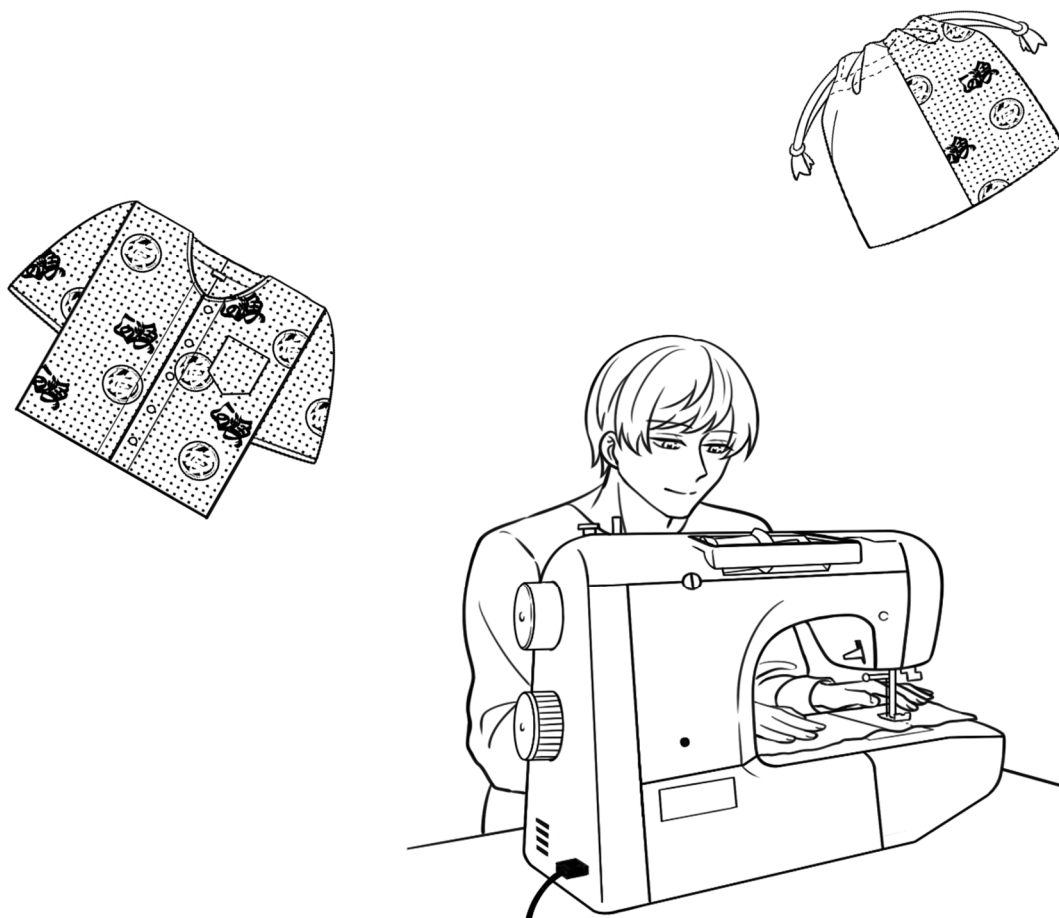
- ・令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることを基本とする。

**【①～③の現状と目標達成のための方策】**

- ・就職希望があり、職業訓練などが必要な障害のある人については、事前に就労移行支援事

業等の障害福祉サービスを利用し、生活リズムの構築や作業能力の向上を図ることで、一般就労への移行が円滑になります。今後も就労に向けた効果的な障害福祉サービスの利用を推進していきます。

- 市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所には、これらの成果目標等を周知し、より積極的に一般就労への移行・定着に取り組むよう働きかけます。  
また、法定雇用率未達成の企業へ雇用を促すとともに、障害者雇用への理解を促進します。
- 市内の通所事業所及び相談支援事業所が、福祉サービスから一般就労への移行の流れについてイメージが持てるように事例の共有を図り、障害のある人の就労の希望を踏まえて総合的な就労支援に取り組みます。



## (5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」における、施策(1)のアクション②⑥「相談支援体制の充実」の行動計画です。

相談支援体制を充実・強化するために、総合的な相談支援・地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

### 【国の方針】

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制として基幹相談支援センターを1か所設置する。

項目	数値	備考
(活動指標) 令和8年度末までに基幹相談支援センター設置	設置済み	令和2年度に市直営にて設置済み 令和6年度からは主任相談支援専門員が配置されている法人に委託する

### 【活動指標】

相談支援体制の充実強化等に向けた取組の実施及び地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導等を以下のとおり行う。

項目	数値	備考
(活動指標) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行う	年11回以上	基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員が、市内の11の特定相談支援事業者に対し、それぞれ1回以上行う。
地域の相談支援事業者の人材育成のために支援を行う	年3回以上	基幹相談支援センターにより、指定特定相談支援事業者の質の向上を図るための研修会等を開催する。
地域の相談支援機関との連携強化の取組を実施する。	年4回以上	相談支援専門部会を中心に、地域包括支援センターや、生活困窮者自立支援制度の担当者、児童の相談機関等との連絡会を開催する。

基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	年2回以上	相談支援専門部会を中心に、市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員も招集し事例検討を行う。
自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制の確保	実施及び体制確保	令和8年度までに体制を整備し実施する。

#### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、相談支援事業者に対して、必要な指導や助言を行います。
- ・ 基幹相談支援センターや志太榛原自立支援協議会で協力しながら研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスに繋ぐことができる相談員等の育成に取り組みます。
- ・ 基幹相談支援センター、障害者相談事業者、特定相談支援事業者との意見交換や、他機関との意見交換などを行います。
- ・ 個別事例の検討を通じて、地域の課題等を抽出し、自立支援ネットワークの専門部会等で検討を行い、自立支援ネットワークにおいて地域サービス基盤の開発や改善等に関する協議を行います。

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」における、施策(1)のアクション②⑥「相談支援体制の充実」の行動計画です。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていきます。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、給付の適正化のための取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

### 【活動指標】

県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修に市職員が年1回以上参加する。

項目	数値	備考
(活動指標) 相談支援従事者初任者研修の参加人数	年1人以上	新任で従事する職員については、必ず研修を受講させ、障害福祉サービスの支給決定の仕組みを理解し、利用者や事業者からの支給決定に関する相談に応じる。
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	年2人以上	

### 【活動指標】

市が事業所に対してシステム等での審査結果分析・共有を年に1回以上行う。

項目	数値	備考
(活動指標) 事業所への説明会を開催する回数	年1回以上	

### 【国の方針】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項(障害福祉サービス等

に係る各種研修の活用、障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有)を実施する体制を構築する。

#### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 障害福祉課の職員が、静岡県等の実施する研修等に参加し、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。
- ・ 障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求を防ぎ、適正な給付を行うため、障害福祉サービス事業者への説明会を開催し、制度についての理解を深めます。



## 2 障害福祉サービスの必要な見込み 及び見込量確保のための方策

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」において、地域での暮らしを将来にわたって支えるため、生活支援サービスの充実、サービス量の確保と質の向上を図ります。また、基本方針4「生活の安定と自立の支援」において、就労系のサービス提供の充実、基本方針6「生活環境の整備」において、日常生活の支援の充実を目的とした行動計画です。

障害福祉サービスは、障害の種類や程度、勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、障害支援区分の認定の必要性等それぞれ利用の際の過程が異なります。

また、本計画では訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスと3つに分類し、それぞれのサービスの必要な量の見込み及び見込量確保のための方策を示します。

### ■自立支援給付の種類

区分	サービス名	訪問系	日中系	居住系	頁
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	○			29
	重度訪問介護	○			29
	同行援護	○			29
	行動援護	○			29
	重度障害者等包括支援	○			30
	生活介護		○		32
	療養介護		○		40
	短期入所（ショートステイ）		○		41
	施設入所支援			○	45
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○		33
	就労選択支援		○		35
	就労移行支援		○		36
	就労継続支援（A型・B型）		○		37
	就労定着支援		○		39
	自立生活援助			○	43
	共同生活援助（グループホーム）			○	44

## (1) 訪問系サービス

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」における、アクション⑩「地域生活支援体制の充実」における行動計画です。

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

### ① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。

**【対象者】** 障害支援区分が1以上の人

### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出における移動支援などを総合的に行います。

**【対象者】** 障害支援区分が4以上かつ知的障害・精神障害の人は、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上の人

### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読含む）するとともに、移動の援護等を行います。

**【対象者】** 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視覚障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人

### ④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

**【対象者】** 知的障害・精神障害の人で障害支援区分が3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人

### ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

**【対象者】** 障害支援区分が6に該当し常時寝たきりで、人工呼吸器による呼吸管理等を行っている人

ア 訪問系サービスのサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	月間実利用者数 (人/月)	108	107	120	123	126	128
	月間延利用時間 (時間/月)	1,942	2,177	2,450	2,513	2,576	2,618
重度訪問 介護	月間実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	2
	月間延利用時間 (時間/月)	0	0	0	24	24	48
同行援護	月間実利用者数 (人/月)	20	22	24	25	26	27
	月間延利用時間 (時間/月)	169	221	237	245	253	261
行動援護	月間実利用者数 (人/月)	2	1	3	4	4	5
	月間延利用時間 (時間/月)	17	7	21	28	28	35
重度障害者 等包括支援	月間実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	月間延利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
訪問系 サービス 合計	月間実利用者数 (人/月)	130	130	147	153	157	162
	月間延利用時間 (時間/月)	2,128	2,405	2,708	2,810	2,881	2,962

※令和5年度は見込値（次項以降同様）

## イ 現状と見込量確保のための方策

- ・現在市内に居宅介護を提供する事業所は13事業所、重度訪問介護は9事業所、同行援護は5事業所あり、行動援護と重度障害者等包括支援の提供事業所はありません。提供事業所がないサービスについては、事業者に参加を働きかけます。
- ・利用者数については、増加することが見込まれます。主な要因としては、介護者が高齢化していること、一人暮らしの障害のある人が増えていること、難病患者等における障害者総合支援法の対象疾病が拡大されることで新たな利用が見込まれることが挙げられます。
- ・サービス利用者が65歳（特定疾病を持つ人は40歳以上）を迎えると、原則介護保険サービスの利用が優先されます。介護保険サービスへの移行後も、障害のある人の生活水準が落ちることがないように、障害福祉サービスの併給も含め配慮します。
- ・市の支給決定にあたっては、利用者との面談内容やサービス等利用計画を参考とし、サービスの利用状況や個々の事情に応じて必要なサービス量を見込み、市の障害認定審査会の意見を聞いた上で行います。
- ・焼津市障害者自立支援ネットワーク内の居宅介護事業所連絡会において、障害のある人への支援方法を共有することなどにより、提供されるサービスの質の向上を目指します。また、難病患者等のサービス利用時には、医療状況の確認や病状への理解を深めた上で、サービス提供を行うよう周知啓発を行います。

## ■市内の居宅系サービス事業所

事業所名	
ニチイケアセンター焼津	焼津福祉サービスセンター
特別養護老人ホーム高麓	焼津市医師会ヘルパーステーション
セントケアやいづ	大井川福祉サービスセンター
訪問介護事業所つばさ	ニチイケアセンター大井川
ニチイケアセンター八楠	ニチイケアセンター大住
アクア焼津訪問介護	介護クラーク駿河西
訪問介護ステーション どん助	

※掲載順は事業所番号順を基本とする（次項以降同様）

## (2) 日中活動系サービス

障害者計画 基本方針4「生活の安定と自立の支援」及び基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」の行動計画です。

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所のサービスがあります。

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【対象者】障害支援区分3以上の人(50歳以上の人については障害支援区分が2以上)

#### ア 生活介護のサービス見込量(1か月あたり)

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		291	293	310	315	321	329
月間延利用日数 (日/月)		6,006	6,127	6,492	6,592	6,752	6,752

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・市内には13事業所ありますが、特別支援学校卒業生の受け入れや就労継続支援B型利用者の高齢化に伴うADLの低下等による当サービスへの移行により、利用者の増加が見込まれるため、事業所の整備の促進を図ります。
- ・重症心身障害のある人へのサービスについては、市内の事業所の拡充に努めるとともに、市外の事業所の利用等による広域的な対応により必要なサービス量を提供します。
- ・重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人の支援については、市内介護サービス事業所へ共生型サービスについての理解促進のための協議を行い、事業所の整備を進めます。
- ・強度行動障害のある人の支援については、関係機関との協議を行い、支援の充実を図ります。支援には専門的な知識が必要であるため、人材育成・人材確保を進めていきます。

■市内の生活介護事業所

事業所名	定員	事業所名	定員
虹の家	38	すいせん	20
生活介護ゆりかもめ	30	緑遥作業所	10
生活介護ゆたか	20	アンティーク布花工房・沙羅	20
大井川寮	50	吉祥	20
焼津の空と大地と	14	ライフサポート チルル	20
野いちご	10	小規模多機能ホーム	基準該当
複合型サービス ごんべえ	共生型	「池ちゃん家」焼津	

共生型サービス：ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス

基準該当サービス：障害者総合支援法や児童福祉法の指定サービスの要件の一部を満たしていない事業所のうち、介護保険サービス事業所等の一定の基準を満たす事業所が、障害者を受け入れて行うサービス

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練には、機能訓練と生活訓練のサービスがあります。標準利用期間は、機能訓練は1年6か月、生活訓練は2年です。

◆機能訓練

理学療法、作業療法等のリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

【対象者】地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人又は難病等対象者（障害支援区分は必要なし）

ア 自立訓練（機能訓練）サービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		0	2	1	1	1	2
月間延利用日数 (日/月)		0	32	22	22	22	44

イ 現状と見込量確保のための方策

- ・市内には事業所はありませんが、県内に9事業所あり、広域的な対応により必要な

サービスの提供を行います。(伊東市1か所、富士市2か所、静岡市1か所、浜松市4か所、湖西市1か所)

- ・ 医療保険のリハビリテーションを提供する病院や介護保険の通所リハビリテーション事業所等に、共生型自立訓練（機能訓練）又は基準該当型自立訓練（機能訓練）の理解を広めるための協議を行い、身近な場所で利用者の特性にあった機能訓練が行えるよう検討していきます。

■市内の自立訓練（機能訓練）事業所

事業所名	定員
なし	—

◆生活訓練

入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

【対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害・精神障害のある人（障害支援区分は必要なし）

ア 自立訓練（生活訓練）サービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		2	6	7	7	8	8
月間延利用日数 (日/月)		44	98	118	118	134	134

イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 入院していた障害のある人は、退院後、まずは生活リズムの構築や日常生活動作の向上が必要であり、今後、当サービスの利用が適する人が増えることが見込まれるため、事業所の整備の促進を図ります。

■市内の自立訓練（生活訓練）事業所

事業所名	定員
漣	6

### ③ 就労選択支援

令和7年10月から始まる新しいサービスです。障害のある人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。支給決定期間は原則1か月です。

**【対象者】** 新たに就労継続支援B型の利用を希望する人（令和7年10月から）  
 新たに就労継続支援A型の利用を希望する人や、就労移行支援を利用している人で標準利用期間を超えて利用を希望する場合（令和9年4月以降）  
 （障害支援区分は必要なし）

#### ア 就労選択支援のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		-	-	-	-	15	10

#### イ 見込量確保のための方策

- ・ 就労選択支援の実施主体に求められる要件は、障害のある人の就労支援に一定の経験や実績があり、地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報提供が適切に行うことができること、過去3年間において3人以上、通常の事業所に新たに雇用に結びつけた実績があることとなっています。
- ・ 現在ある就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人などが実施主体になることが考えられるので、障害者自立支援ネットワーク等で、関係する事業所等と検討を進めて、事業所の確保に努めます。



#### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。標準利用期間は2年です。

【対象者】 就労を希望する 65 歳未満の障害のある人（障害支援区分は必要なし）

##### ア 就労移行支援のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		18	14	15	16	17	18
月間延利用日数 (日/月)		345	250	484	502	772	790

##### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内には1事業所ありますが、利用者は減少傾向にあります。障害のある人の特性に応じ、市外の事業所を利用する人もいます。就労に結び付くことや、標準利用期間の2年に到達することによる他サービスへの移行があり利用者の入れ替わりがあります。
- ・ 障害者総合支援法においては、一般就労への定着を推進することとしており、一般就労に結びつきそうな人に当サービスを積極的に周知していきます。
- ・ 就労経験がない就労継続支援B型の利用を希望する人については、就労移行支援事業所で一般就労の可能性についてのアセスメント（能力等の評価）を実施する必要があります。アセスメントが円滑に実施できるよう、事業所や関係機関と調整をします。

##### ■市内の就労移行支援事業所

事業所名	定員
暁	8

## ⑤ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援には、A型（雇用型）とB型（非雇用型）のサービスがあります。

### ◆就労継続支援A型（雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、利用者と事業所が雇用契約を結ぶことによる就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

**【対象者】**企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人（障害支援区分は必要なし）

#### ア 就労継続支援A型のサービスの見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		65	72	86	93	100	107
月間延利用日数 (日/月)		1,317	1,421	1,719	1,859	1,999	2,139

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・雇用契約に基づき、指導員の指導のもと、仕事に従事し、給与を得ることができるサービスであり、障害のある人の経済的安定の確保に繋がります。今後も利用者の増加が見込まれます。
- ・焼津市には3事業所ありますが、近隣市町にも事業所が開設されており、計画期間中は必要なサービス提供ができる体制であると考えられます。
- ・仕事の内容は多岐に渡っているため、今後も利用者の希望や特性に応じた就労ができるよう支援していきます。

#### ■市内の就労継続支援A型事業所

事業所名	定員
焼津ドリームビレッジ	10
ミライ	20
ライム	10

### ◆就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約は結ばない）

【対象者】 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や、一定の年齢に達している人であって、福祉的就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人（障害支援区分は必要なし）

#### ア 就労継続支援B型のサービスの見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		205	284	300	317	333	347
月間延利用日数 (日/月)		3,860	5,371	5,679	5,997	6,297	6,558

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内には15事業所があり、定員に達していない事業所もあることから、サービス提供体制は概ね充足していると思われまます。
- ・ 市内就労系の事業所で構成される焼津市自立支援ネットワーク就労専門部会では、障害者の工賃向上・社会参加・企業連携等を目指し、大規模な業務を複数事業所で受注できる仕組みとして共同受注窓口を設置しています。
- ・ 市内の事業所では、障害のある人の働くことへのやりがいや経済的安定の向上のため、工賃の向上に取り組んでいます。就労専門部会において市内事業所の連携を更に深めていくとともに、市においても障害者優先調達推進法に基づき、事業所から優先的に物品等を調達するよう努めます。
- ・ 就労機会の創出などが期待できる農福連携の取組についても、関係機関と連携し、障害のある人の就労支援に繋げる方策を検討していきます。

#### ■市内の就労継続支援B型事業所

事業所名	定員	事業所名	定員
ワークすばる	40	らいふさぽーと結・結	20
暁	12	漣	20
焼津の空と大地と	13	ラビット焼津	20
すいせん	20	スタジオ プレアデス	14
緑遥作業所	20	うるおい八楠	20
つぶら作業所	20	インフィニティひまわりの橋	20

野いちご	20	ライト	20
Luana Base2	20		

## ⑥ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人に対して、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題等について、企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により、必要な連絡調整や指導及び助言を行います。

【対象者】就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

### ア 就労定着支援のサービスの見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		7	8	18	22	26	30

### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・市内には1事業所があり、計画期間中は必要なサービス提供ができる体制にあります。
- ・市内の事業所では、一般就労へ移行した方を対象とし、就労に定着できるよう支援を行います。また、焼津市障害者自立支援ネットワーク就労専門部会において市内事業所の連携を更に深めていくとともに、市内対象者の利用を促すよう努めます。

#### ■市内の就労定着支援事業所

事業所名	定員
暁	20

## ⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

【対象者】病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人。人工呼吸器による呼吸管理をしている人は障害支援区分が6、筋ジストロフィー患者や重症心身障害者は区分が5以上

### ア 療養介護のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		17	17	17	17	17	17

### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内には施設はありませんが、県内に7施設あり、広域的な対応により必要なサービスの提供を行います。(伊豆の国市1か所、駿東郡清水町1か所、静岡市3か所、浜松市2か所)

### ■市内の療養介護事業所

事業所名	定員
なし	—



## ⑧ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者支援施設、短期入所施設、児童福祉施設、病院等で、夜間も含め施設等で入浴・排せつ・食事の介護等必要な支援を行います。

【対象者】 障害支援区分が1以上の人

### ◆短期入所（福祉型）

#### ア 短期入所（福祉型）のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		62	71	93	103	110	115
月間延利用日数 (日/月)		307	354	489	559	608	643

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内の11事業所によりサービス提供が行われており、介護者の高齢化や介護の休息を図るため、今後も利用者が増加していくことが見込まれます。
- ・ 介護者の急病や緊急時の対応のため、令和3年度に緊急時の受入れが円滑に行えるよう市内6事業所と協定を締結しました。
- ・ 日中のみ介護者等の用事がある場合は、日中一時支援（地域生活支援事業）の提供により対応します。
- ・ 強度行動障害のある人への支援体制については、相談支援事業所、障害児通所施設、生活介護事業所、短期入所事業所等の関係機関との協議を行い、受入れ体制の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもの受入先が市内にないことや重症心身障害児（者）への十分なサービス提供ができていないことが課題となっています。課題の分析を行うとともに、事業者と課題を共有することで、課題解決に向け事業者の参入の促進に努めます。（福祉型・医療型共通）

### ◆短期入所（医療型）

主に重症心身障害児（者）を対象とした、病院、診療所、介護老人保健施設で行う短期入所サービスです。医療的ケアが必要な人の受け入れも行います。

#### ア 短期入所（医療型）のサービス見込量（1か月あたり）

項目	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)	1	1	3	8	13	16
月間延利用日数 (日/月)	8	4	18	53	88	109

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・市内において重症心身障害者の受け入れをしている事業所もありますが、障害特性や希望に沿ったサービスの提供が難しい状況です。広域的な対応により、サービスの利用が円滑にできるよう調整を行います。
- ・また、特に医療的ケアが必要な人の支援について、市内の病院や老人保健施設、介護サービス事業所等の介護施設等と協議を行い、利用者の特性にあった受け皿の拡大を図ります。
- ・短期入所（福祉型）と同様に、日中一時支援（地域生活支援事業）の拡充により、重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な人が地域で生活するための支援体制の整備に努めます。

#### ■市内の短期入所事業所

事業所名	
特別養護老人ホームあおい荘	大井川寮
特別養護老人ホーム福聚荘 (福祉型強化)	小規模多機能ホーム「池ちゃん家」焼津 (基準該当)
特別養護老人ホーム高麓	レモン
ソーシャルインクルーホーム 焼津惣右衛門	グループホーム ふわふわ焼津
ソーシャルインクルーホーム 焼津石津	西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」 (共生型 福祉型強化)
焼津市立総合病院（医療型）	

### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援のサービスがあります。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する障害のある人について、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

【対象者】障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、1人暮らしを希望する人

#### ア 自立生活援助のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		6	0	0	2	4	6

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 自立支援ネットワークなどを介し、需要の確認を行っていきます。必要に応じて事業実施可能な法人等に打診を行っていきます。



## ② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む人に、相談や日常生活上の援助を行います。また、介護の必要性が認定されている人には入浴・排せつ・食事の介護を行います。

【対象者】 障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

### ア 共同生活援助のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		85	109	136	146	160	176

### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内には8事業所のグループホームがありますが、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人等、障害特性によっては受け入れが難しい状況があります。
- ・ 今後、障害のある人の自立の促進や「親亡き後」に対応する観点から、利用希望者の増加が見込まれるため、実施可能な法人に打診を行う等、必要なサービス量の確保を目指します。
- ・ 不足している重症心身障害や強度行動障害のある人等の支援体制については、関係機関と協議を進め、支援の充実を図ります。
- ・ 入所施設や病院からの地域移行を進め、安心して地域生活が送れるよう地域生活支援拠点等の整備を進め、体験の場も確保していきます。

### ■市内の共同生活援助（グループホーム）事業所

事業所名	定員
すびか	20
グループホーム樹羅	6
ドリームゲート焼津	10
メロン	10
ソーシャルインクルーホーム 焼津惣右衛門	20
ソーシャルインクルーホーム 焼津石津	20
グループホームふわふわ焼津	20
グループホームりふあいん	5

### ③ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【対象者】 障害支援区分が4以上の人

(50歳以上の人の場合は障害支援区分が3以上の人)

#### ア 施設入所支援のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		105	103	97	96	96	95

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内には入所施設が1か所あり、それ以外の方は市外の施設に入所しています。国の方針では、施設から地域での生活を進めています。
- ・ 相談支援事業所と連携し、地域で生活するためのサービス提供を行い、可能な限り住み慣れた地域での生活を支えます。施設入所をせず、グループホームに入居することにより地域での生活を継続できる人もいるため、重症心身障害のある人や強度行動障害のある人の受け入れが可能なサービスの確保を図ります。
- ・ 施設に入所して生活することが必要な人については、引き続きサービスの確保に努めていきます。
- ・ 焼津市自立支援ネットワーク地域移行・地域定着専門部会において地域への移行・定着を促進するための協議を行います。

#### ■市内の施設入所支援事業所

事業所名	定員
大井川寮	50



#### (4) 相談支援事業

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」、アクション②⑥「相談支援体制の充実」における行動計画です。

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害福祉サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画の作成が必須となりました。また、精神科病院の長期入院患者や施設入所者の地域移行を促進するために、地域相談支援も創設されました。

事業名	内容
計画相談支援	<b>◆サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）</b> 障害福祉サービスの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	<b>◆継続サービス利用支援（モニタリング）</b> 支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認（モニタリング）を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<b>◆地域移行支援</b> 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
	<b>◆地域定着支援</b> 居宅において単身で生活している障害のある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### ア 相談支援のサービス見込量（年度末に計画作成がされている人数）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数 (人)	796	821	837	860	880	905
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	1	2	3	4
地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	0	1	2	3

## イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内には計画相談支援を実施する特定相談支援事業所は 10 事業所ありますが、計画作成を行う相談支援専門員が不足しています。相談支援専門員となる要件は、  
（ア）現場において一定の経験年数があること  
（イ）県主催の相談支援従事者初任者研修を修了していること  
の2点です。障害福祉サービスを利用する人に対応できるよう、各事業所等における相談支援専門員研修の受講を勧め、相談支援専門員の確保や質の向上を図っていきます。
- ・ 相談業務は専門性が求められる業務であるため、キャリアの浅い相談支援専門員も、知識やスキルを習得し、キャリアアップが図れるように研修への参加を促します。
- ・ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を実施する一般相談支援事業所は市内にはありません。今後も、よりきめ細やかな地域での生活を支援していくためには、実施事業者の確保が必要であるため、市内事業者と調整を行っていきます。
- ・ 基幹相談支援センターや、委託相談支援事業者、計画相談支援事業者との意見交換や、他機関との意見交換などを行い、連携体制を強化していきます。

### ■市内の相談支援事業所

事業所名	事業内容
生活支援センターわおん	計画相談支援（児・者）、委託相談
暁	計画相談支援（者）、委託相談
相談支援「スリーハート」	計画相談支援（者）
あおぞら	計画相談支援（児）
吉祥	計画相談支援（児・者）委託相談
アスク	計画相談支援（者）
プランセンターてん	計画相談支援（児）
相談支援センター スカイパーク	計画相談支援（児）
あんしんサポート	計画相談支援（者）
ふぁんた	計画相談支援（児・者）

## (5) 補装具の支給

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」のアクション③⑩「地域生活支援体制の充実」における行動計画です。

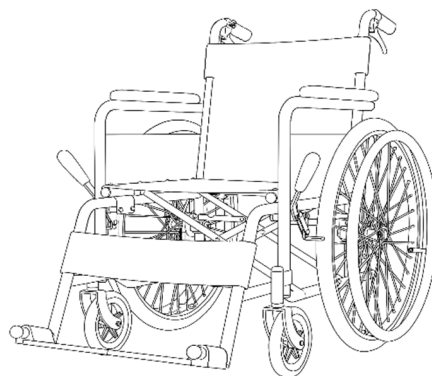
障害のある人に対し、身体機能を補完・代替するための補装具（車いす、補聴器、義肢など）の購入・修理に要する費用を支給しています。介護保険適用者については、介護保険での購入・貸与が優先されます。

### ア 補装具のサービス見込量（年間支給決定件数）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間支給決定件数 (件/年)		154	262	250	250	250	250

### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 新規の障害者手帳取得者・難病患者等に「障害者福祉ガイドブック」により事業の説明をし、周知します。



### 3 地域生活支援事業の見込み 及び見込量確保のための方策

障害者計画 基本方針5「福祉サービスの充実と保健・医療との連携」のアクション②⑥「相談体制の充実」、②⑦「虐待防止と早期対応」②⑧「権利擁護の推進」、②⑨「差別解消の推進と合理的配慮の提供」、②⑩「地域生活支援体制の充実」の行動計画です。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態でサービスが実施できるよう、それぞれの市町村や都道府県で行うことと位置付けられています。市では、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえて、地域の社会資源を最大限に活用できるよう取り組んでいきます。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次の表のとおりです。

#### ■本市が実施する地域生活支援事業

区分	実施事業	
必須事業	①	理解促進研修・啓発事業
	②	自発的活動支援事業
	③	相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 基幹型相談支援センター等強化事業</li> <li>・ 住宅入居等支援事業</li> </ul>
	④	成年後見制度利用支援事業
	⑤	成年後見制度法人後見支援事業
	⑥	意思疎通支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</li> <li>・ 手話通訳者設置事業</li> </ul>
	⑦	日常生活用具給付等事業
	⑧	手話奉仕員養成研修事業
	⑨	移動支援事業
	⑩	地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	①	訪問入浴サービス事業
	②	日中一時支援事業
	③	点字・声の広報等発行事業

	④	点字奉仕員養成事業
	⑤	自動車運転免許取得費助成事業
	⑥	自動車改造費助成事業
	⑦	視覚障害者IT講習会
	⑧	発達障害児者及び家庭等支援事業
	⑨	障害者虐待防止対策支援事業

## (1) 必須事業

障害者計画 基本方針5 アクション⑩「地域生活支援体制の充実」における行動計画です。地域生活支援事業における必須事業は次の10項目です。

### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において、障害のある人等の理解を深めるための研修や啓発を行い、共生社会の実現を図ります。

#### ア 理解促進研修・啓発事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### イ 今後の方策

- ・ 障害者週間等による機会を活用して、地域住民に対する理解促進や啓発を行う講演会などのイベントを実施します。

## ② 自発的活動支援事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における学習会や交流会を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

### ア 自発的活動支援事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

### イ 今後の方策

- ・ 本市では障害者関係団体（当事者会・家族会）の活動を支援しています。今後、障害者関係団体同士が情報共有や意見交換を行うことができるような団体相互のネットワークづくりを支援します。
- ・ 講演会や講座の開催時等に障害者関係団体の情報を提供し、障害者関係団体の周知と、会員増加への支援をします。



### ③ 相談支援事業

障害のある人が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人や家族、介護者等からの相談に応じ、情報の提供等の支援、権利擁護のために必要な援助等について総合的・計画的な支援を行います。

#### ◆障害者相談支援事業

障害のある人、その家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

#### ◆基幹型相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組み等を行います。

#### ア 相談支援事業について（年間）

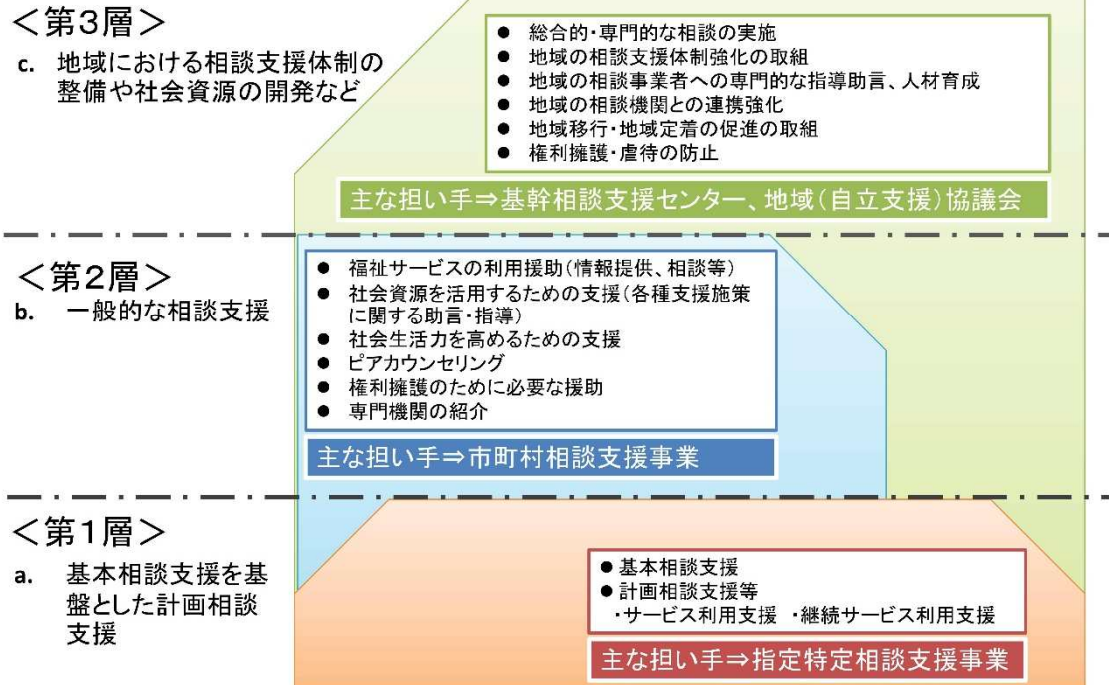
項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業 (箇所数)		3	3	4	3	3	3
基幹相談支援センター (設置箇所)		1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業(実施の有無)		実施	実施	実施	実施	実施	実施
住居入居等支援事業 (実施の有無)		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

#### イ 今後の方策

- ・ 市内には市から障害者相談支援事業を受託している相談支援事業所が 3 か所（「わおん」・「暁」・「吉祥」）があります。今後も障害のある人が地域の身近な場所でそれぞれの状況に応じた的確な情報提供や相談支援が受けられるようにします。
- ・ 令和 6 年度から基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、計画相談支援事業所・委託相談支援事業所と連携し、地域の相談支援体制を強化していきます。
- ・ 障害のある人にかかる相談は、本人だけでなく、家族にも課題があることが多く複合的な課題への対応が必要となるため、重層的支援体制整備事業での支援も見据えて対応していきます。重層的支援体制整備事業は、分野横断的な支援となるため、関係機関、団体等との問題意識、課題認識の共有、役割分担の明確化を図り、適切な支援プランを作成し継続的な見守りや支援を行います。

■相談支援体制のイメージ図

## 重層的な相談支援体制



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害及び精神障害のある人に対し、申立て又は報酬等に関する支援を行います。

##### ア 成年後見制度利用支援事業について（年間）

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
市長申立て (人/年)		0	3	4	5	6	7
報酬助成 (人/年)		3	3	4	5	6	7
総 計		3	6	8	10	12	14

##### イ 今後の方策

- ・ 申立人（配偶者、四親等内の親族等）がいない障害のある人については、市長申立てにより成年後見人等を選任し、その人の権利擁護を図ります。また、成年後見人等の報酬の負担が経済的に困難な人には、報酬額を助成します。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動について支援していく制度です。

##### ア 成年後見制度法人後見支援事業について（年間）

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

##### イ 今後の方策

- ・ 今後、障害のある人の「親亡き後」、成年後見制度の利用が必要となる人が増加することが予想され、成年後見人等の担い手が必要です。市の高齢者福祉部門と連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。また、市民後見人の育成を継続します。

## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害者の意思疎通を支援するため、市の福祉事務所に手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

### ア 手話通訳者配置事業、手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者配置者数 (人/年)		0	0	0	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数 (人/年)		32	32	32	40	40	40

### イ 今後の方策

- ・ 市の福祉事務所への手話通訳者の配置に努めます。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣に関し、円滑な事業実施に努めるとともに、新規の身体障害者手帳取得者に「障害者福祉ガイドブック」により事業を説明し、周知します。



## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

### ア 日常生活用具給付等事業について（年間利用決定件数）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具 (特殊寝台・訓練いす等) (件/年)		7	14	18	20	20	20
自立支援生活用具 (入浴補助用具等) (件/年)		29	29	18	30	30	30
在宅療養等支援用具 (透析液加温器・吸入器等) (件/年)		20	22	16	15	15	15
情報・意思疎通支援用具 (携帯用会話補助装置等) (件/年)		88	79	89	100	100	100
排泄管理支援用具 (ストーマ装具等) (件/年)		2,809	2,924	2,900	2,900	2,900	2,900
居宅生活動作補助用具 (手すりの取付等) (住宅改修)(件/年)		4	1	0	5	5	5

### イ 今後の方策

- ・ 新規の障害者手帳取得者・難病患者等に「障害者福祉ガイドブック」により事業を説明し、周知します。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障害がある人との交流活動の促進、その他の聴覚障害者の支援などのため、日常生活に必要な手話技術を習得するための手話奉仕員の養成講座を行います。

### ア 手話奉仕員養成研修事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成講習修了見込者数 (人/年)		12	12	23	20	20	20

### イ 今後の方策

- ・ 広報やいづへの掲載等により積極的に参加者の募集を行うとともに、参加者が興味を持って参加できるよう講座内容の充実に努めます。



## ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、ヘルパーが外出時に必要な移動の介助や外出に伴って必要となる身の回りの介助を行います。

### ア 移動支援事業について

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間実利用者数 (人/年)		44	46	49	51	54	59
年間延利用日数 (時間/年)		1,202	1,619	1,988	2,088	2,192	2,302

### イ 今後の方策

- ・ サービス等利用計画の導入により相談支援専門員が障害のある人に聞き取る中で、余暇の充実等を希望する人が増えており、その一つ的手段として移動支援があげられるため、サービスの充実を図ります。
- ・ 移動支援事業の利用方法が分かりやすく記載されたガイドブックを作成し、利用者や事業者に周知することで適切な支給に努めます。

### ■市内の移動支援事業所

事業所名	
在宅介護センターアイケア焼津	セントケアやいづ
ニチイケアセンター焼津	大井川福祉サービスセンター
焼津福祉サービスセンター	訪問介護事業所つばさ
特別養護老人ホーム高麓	ニチイケアセンター大井川
焼津市医師会ヘルパーステーション	ニチイケアセンター八楠
ニチイケアセンター大住	すいか

その他3事業所は市外

## ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

### ア 地域活動支援センター機能強化事業について

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間実利用者数 (人/年)		42	40	45	45	45	45
地域活動支援センター (箇所数)		2	2	2	2	2	2

### イ 今後の方策

- ・ 地域活動支援センターは障害のある人の居場所や社会に出ていくためのステップアップの場として重要な役割を担っており、市内に2か所の地域活動支援センターを設置しています。今後も継続的な設置をするとともに、利用者の拡充に努めます。

#### ■市内の地域活動支援センター

事業所名	1日の定員
花・はな	19
大井川心愛	20

#### ■地域活動支援センターの分類

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動、社会交流の促進等の事業を行う「基礎的的事业」と事業強化をするための次の3類型があります。

類型	内容	市内の事業所
地域活動支援センター I型	基礎的的事业のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施する。(相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが必須)	なし
地域活動支援センター II型	基礎的的事业のほか、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。	花・はな

地域活動支援センターⅢ型	基礎的事業を実施する。(小規模作業所としての運営実績が5年以上必要)	大井川心愛
--------------	------------------------------------	-------

## (2) 任意事業

地域生活支援事業における任意事業は次の9事業です。

### ① 訪問入浴サービス事業

在宅の重度の身体障害がある人の生活支援をするために、訪問による居宅において入浴サービスを行います。

#### ア 訪問入浴サービス事業について

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間実利用者数 (人/年)		13	14	12	13	13	13
実施事業者数 (事業者数)		3	3	4	4	4	4

#### イ 今後の方策

- ・ 実施事業者は4事業者あり、希望に沿ったサービス提供ができる体制にあるため、制度の周知を図り、利用者の拡充に努めます。
- ・ 介護保険サービスの利用への移行や生活介護事業所での入浴サービスを利用する人もいるため、他サービスとの調整をしていきます。

#### ■市内の訪問入浴サービス事業所

事業所名
焼津市社会福祉協議会
アサヒサункリーン在宅介護センター焼津

その他2事業所は市外

## ② 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的なレスパイトを図ります。

### ア 日中一時支援事業について

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間実利用者数 (人/年)		53	52	57	60	60	60
実施事業者数 (事業者数)		11	10	12	13	13	13

### イ 今後の方策

- ・ 実施事業者が増えており、緊急時の対応や家族の一時的なレスパイトの場の確保を図っています。今後も市内で実施する事業者が増えるよう取り組んでいきます。

### ■市内の日中一時支援事業所

事業所名
大井川寮
小規模多機能ホーム「池ちゃん家」焼津
アンティーク布花工房・沙羅
てん おおいがわ
てん おおとみ
吉祥

その他 6 事業所は市外

### ③ 点字広報・声の広報等発行事業

視覚に障害がある人に必要な行政情報を提供するため、「声の広報」と「点字の広報」を作成し、配布しています。

#### ア 点字広報・声の広報等発行事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
点字広報・声の広報 利用者数 (人/年)		30	30	30	30	30	30

#### イ 今後の方策

- ・ 新規の身体障害者手帳取得者に「障害者福祉ガイドブック」により事業を説明し、周知します。

### ④ 点訳奉仕員養成事業

視覚に障害がある人との交流活動の促進、その他の視覚障害者の支援などのため、点訳技術を習得できる点訳奉仕員の養成講座を行います。

#### ア 点訳奉仕員養成事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成講習修了見込者数 (人/年)		6	4	7	10	10	10

#### イ 今後の方策

- ・ 広報やいづへの掲載等により、積極的に参加者の募集を行うとともに、参加者が興味を持って参加できるよう講座内容の充実に努めます。

## ⑤ 自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得により、その生活に役立つことが見込まれる身体に障害がある人に、自動車運転免許の取得費について助成します。

### ア 自動車運転免許取得費助成事業について（年間）

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自動車運転免許取得費 助成者数 (人/年)		1	1	1	1	1	1

### イ 今後の方策

- ・ 新規の身体障害者手帳取得者に「障害者福祉ガイドブック」により事業の説明をし、周知します。

## ⑥ 自動車改造費助成事業

18歳以上の肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の所持者が、所有・運転する自動車の改造経費について助成します。

### ア 自動車改造費助成事業について（年間）

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自動車改造費助成者数 (人/年)		4	4	2	3	3	3

### イ 今後の方策

- ・ 新規の身体障害者手帳取得者に「障害者福祉ガイドブック」により事業を説明し、周知します。

## ⑦ 視覚障害者 I T 講習会

パソコン、Eメール、インターネットアクセスの各操作を習得することにより、視覚に障害がある人の生活を向上させ、社会参加の促進、情報量の増加による日々の生活における利便性の向上を図るため、パソコン講習会を開催しています。

### ア 視覚障害者 I T 講習会について（年間）

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
講習会参加見込者数 (人/年)		10	8	16	10	10	10

### イ 今後の方策

- ・ 講習の内容を充実することで、講習修了後も興味を持ち続けてもらえるよう努めていきます。

## ⑧ 発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害のある子ども及びその家族に対するピアサポート等の支援を行います。

### ア 発達障害児者及び家族等支援事業

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

### イ 今後の方策

- ・ 市のこども相談センターで、保護者に対して子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消していくペアレントトレーニング等の研修を実施します。

## ⑨ 障害者虐待防止対策支援事業

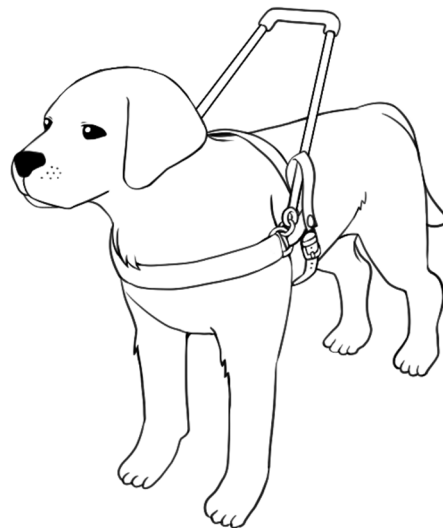
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、関係機関等から選出された委員で構成する障害者虐待防止連絡会を設置し、関係機関、民間機関と連携協力体制を整備しています。虐待においては、高齢者と障害のある人が相互に関係する事案が多いため、互いの分野での連携を深めるため平成 25 年度より「焼津市高齢者・障害者虐待防止連絡会」を設置しています。

ア 障害者虐待防止対策支援事業について（年間）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者・障害者虐待防止 連絡会開催数（回／年）		1	1	1	1	1	1

イ 今後の方策

- ・ 会議の開催を通して、関係機関や関係者の連携を深め、虐待に対してより迅速かつ適切に対応できるようにします。
- ・ 虐待の未然防止や早期発見のため、周知・啓発活動を行います。



## 4 基盤整備計画

令和6年度から令和8年度までに各法人が新たに整備を予定している障害福祉サービス・障害児通所支援サービスは次のとおりです。

計画どおり整備できるよう必要な支援を行うとともに、なお不足しているサービスについては、整備を法人に働きかけていきます。

### ■各法人が新たに市内に整備を予定している障害福祉サービス等

#### 増利用者数

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	25人（2か所）	20人（1か所）	30人（2か所）
就労継続支援（B型）	—	10人（1か所）	—
福祉型短期入所	—	—	10人（1か所）
医療型短期入所	—	2人（1か所）	—
共同生活援助	5人（1か所）	15人（1か所）	14人（1か所）
＊うち日中サービス支援型	5人（1か所）	15人（1か所）	
児童発達支援	10人（1か所）	—	10人（1か所）
放課後等デイサービス	20人（2か所）	10人（1か所）	10人（1か所）

## 第4章 第3期焼津市障害児福祉計画

### 策定にあたっての基本方針

障害児については、こども基本法（令和4年法律第77号）第3条第2項において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されている」と規定されていることに加え、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることや、同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の利用促進の観点から、関係機関とも連携し、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

#### （1） 地域支援体制の構築

障害児通所支援等について、障害種別や年齢別等のニーズに応じた支援が、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等と緊密に連携し、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。

障害児通所施設についても同様に、専門的機能を強化し地域において虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があり、特に短期入所等の実施体制の整備に努めます。

障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害のある子どもに対し、質の高い専門的機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化や、安全の確保を図るための取組を進めます。

#### （2） 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障害のある子どもの早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、障害福祉課、こども家庭センター、こども未来部、教育委員会と

の連携体制を構築していくことが必要です。

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保するよう努めます。

### **(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進**

地域共生社会の実現・推進のためには、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場での支援において、連携・協力できるような体制を構築していきます。

### **(4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備**

重症心身障害のある子どもが、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、重症心身障害のある子どもの人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、地域での支援体制の充実を図ります。

医療的ケアが必要な子どもについても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連機関やの支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築していきます。

加えて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置について、圏域での配置と調整しながら検討していきます。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する子どもに対しては、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材育成、地域資源の開発等を行い、関係機関と連携を図り、支援体制の整備について検討していきます。

そのため、まず強度行動障害を有する子どものニーズ把握に当たって、特別支援学校や障害福祉サービス事業者等、医療機関等とも連携していきます。

## (5) 障害児相談支援体制の提供体制の確保

障害児相談支援については、質の向上を図りながら、支援の提供体制を強化していきます。

児童発達支援センターは、「気づき」の段階を含めた、地域の多様な障害のある子どもや保護者に対して、発達支援に関する入口としての相談機能が求められているので、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ります。

## (6) 児童福祉法サービス種類別の利用状況

児童福祉法における障害児通所支援サービスの種類別の給付者数は、次のとおりです。

### ■障害児通所支援サービスの給付状況

(延べ人数)

サービス種類	給付者数	
	R2. 11 月	R5. 11 月
児童発達支援	65	88
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	421	442
保育所等訪問支援	23	25
居宅訪問型児童発達支援	0	0
総 計	509	555



# 第5章 障害児福祉計画 成果目標

## 1 障害児支援の提供体制

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の体制整備

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することを目標に、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。

#### 【成果目標】

- ・ 令和8年度までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
- ・ 令和8年度末までに、保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築

項目	数値	備考
(成果目標) 児童発達支援センターの設置	1か所以上	設置済（ぽぷら）
(成果目標) 保育所等訪問支援を活用しながら 障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する 体制構築	構築済	ぽぷらで実施している

#### 【国の方針】

- ・ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和8年度末までに、障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

#### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 焼津市ではすでに児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援にも取り組んでいます。
- ・ 療育の必要性の検討や児童発達支援の質・量評価、サービス量の検討を、発達支援調整会議で行います。

- ・ 地域の重層的な支援体制を目指し、市内の関係者で構成する焼津市自立支援ネットワーク子ども専門部会で検討を進めていきます。

## (2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する施設の設置を目指します。

### 【成果目標】

- ・ 令和8年度までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	備考
(成果目標) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上	確保済み
(成果目標) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上	確保済み

### 【国の方針】

- ・ 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域設置可)

### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 焼津はすでに確保済ですが、今後サービスの不足が予想されるため、人材育成や人材確保等に取り組み、利用者に適切なサービスが提供できるよう努めます。

事業所名
多機能型放課後等デイサービスてん おおいがわ (放課後等デイサービス、児童発達支援)
ガジュマル放課後等デイサービス

### (3) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

#### 【成果目標】

- ・ 令和8年度までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び、医療的コーディネーターの配置

項目	数値	備考
(成果目標) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所	設置済
(成果目標) 医療的コーディネーターの配置数	3人	令和8年度末までに配置する人数

#### 【国の方針】

- ・ 令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

#### 【現状と目標達成のための方策】

- ・ 焼津市では、自立支援ネットワーク内の焼津市重症心身障害児者専門部会を、上記協議の場として設置済みです。
- ・ 障害児相談支援事業所や計画相談支援事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーターは令和5年4月時点で市内に2名です。今後も研修等への参加を促しコーディネーターの確保に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターに、焼津市自立支援ネットワークへの参画を促していきます。

## 第6章 障害児福祉計画 活動指標

### 1 障害児通所支援サービスの必要な見込み 及び見込量確保のための方策

#### ① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【対象児】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童

#### ア 児童発達支援のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		79	98	103	110	115	119
月間延利用日数 (日/月)		1,066	1,195	1,210	1,294	1,354	1,402

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 早期発見・早期療育体制の推進により、療育に繋がる子どもが増えています。市内には4事業所においてサービスを行っています。現状は、市内事業所だけでは不足しており、市外の事業所を利用している子どももいます。
- ・ 地域で必要な療育が受けられるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
- ・ 医療的ケアを受けながら必要な療育が受けられる事業所は、市内に1事業所ありますが、今後もニーズに合わせたサービス提供事業所の確保に努めます。

#### ■市内の児童発達支援事業所

事業所名
ぽぷら
色えんぴつ
多機能型放課後等デイサービス てん
ヒーローズきつず焼津教室

## ② 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【対象児】 学校に就学している児童で身体、知的又は精神に障害のある児童（幼稚園、大学を除く）

### ア 放課後等デイサービスのサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		224	249	255	265	280	300
月間延利用日数 (日/月)		3,015	3,544	3,679	3,874	4,144	4,489

### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 市内の放課後等デイサービス事業所は16事業所あります。
- ・ 主に特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒が利用しています。また市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒も利用しています。
- ・ 近年では、普通学級でも支援が必要な児童・生徒が増えており、サービス利用が増加しています。
- ・ 今後も支援が必要な児童・生徒が増加していくと予想されるため、地域で必要な療育が受けられるよう、サービス事業所の確保に努めます。
- ・ 現在、医療的ケアが必要な児童等にも対応した事業所が2か所ありますが、令和6年4月から1か所休止になります。今後は、介護事業所への働きかけも行い、共生型等での対応も視野にいていきます。

### ■市内の放課後等デイサービス事業所

事業所名	定員	事業所名	定員
リカバリー焼津本町	10	てん おおいがわ	10
COCO	10	COCO2	10
色えんぴつ	10	スタジオプレアデス	10
くれよん	10	リカバリーくすくす	10
てん おおとみ	10	こどもデイサービス ウルル	10

La chou chou	10	ハッピーテラス焼津教室	10
慧とう館 ガジュマル	5	ビレッジキッズやいづ	10
めだかの学校 焼津校	10	子どもスポーツスクールするが	10

### ③ 保育所等訪問支援

集団生活への適応のため、障害のある児童が集団生活を営む保育所等を訪問し、障害のある児童への支援（集団生活適応のための訓練等）、訪問先施設のスタッフに対する専門的な支援（支援方法等の指導等）を行います。

【対象児】 保育所や児童が集団生活を営む施設に通い、専門的な支援が必要と認められた児童

#### ア 保育所等訪問支援のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		11	9	20	22	23	25
月間延利用日数 (日/月)		11	9	39	42	44	51

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ サービスを提供するためには、児童が通園・通学している保育所、幼稚園、小学校等の理解が必須です。各関係機関と連携し、当サービスの周知啓発を行います。

#### ■市内の保育所等訪問支援事業所

事業所名
ぽぷら
Gift

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

【対象】重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童

#### ア 居宅訪問型児童発達支援のサービス見込量（1か月あたり）

項目	年度	第6期(実績・見込)			第7期(計画)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
月間実利用者数 (人/月)		0	0	0	1	1	1
月間延利用日数 (日/月)		0	0	0	10	10	10

#### イ 現状と見込量確保のための方策

- ・ 特別支援学校の訪問教育を受けている児童が利用しています。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援の事業所は、志太榛原圏域で当市の1事業所のみとなっています。外出が著しく困難な児童も必要な療育が受けられるよう、今後も体制整備に努めます。

#### ■市内の居宅訪問型児童発達支援事業所

事業所名
Gift

**⑤ 障害児相談支援**

事業名	内容
<b>障害児相談支援</b>	<p><b>◆障害児支援利用援助（障害児支援利用計画）</b></p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p>
	<p><b>◆継続障害児支援利用援助（モニタリング）</b></p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認（モニタリング）を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

**ア 障害児相談支援のサービス見込量（年度末に計画作成がされている人数）**

項目	年度	第 6 期(実績・見込)			第 7 期(計画)		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
年間利用者数 (人／年)	278	290	303	311	319	327	

**イ 現状と見込量確保のための方策**

- ・ 市内には障害児相談支援を実施する障害児相談支援事業所は6事業所ありますが、特定相談支援同様、計画作成を行う相談支援専門員の数が不足しています。
- ・ 相談支援専門員を確保するため、関係事業所や関係機関との協議を行い、人材育成や人材確保のための取組を進めていきます。
- ・ サービスを利用する児童が相談支援専門員によるケアマネジメントが受けられるように今後も体制整備をします。

## 第7章 計画の推進体制

---

### 1 焼津市障害者自立支援ネットワークの充実

本市では、障害の有無に関わらず、市民が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかわる関係機関が情報を共有し、地域課題の解決に向けた協議を行う機関として、平成21年より「焼津市障害者自立支援ネットワーク」を設置しています。

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」は、全体会議と各部会で構成されています。各部会では、障害福祉関係機関のネットワークづくりや様々な支援を必要とする事例の検討などを行い、全体会議では、地域資源の整備など各部会だけでは解決できない課題について審議・検討し、施策への反映を行っています。

今後はさらにこの機能を充実し、地域における総合的な支援ネットワークとするために、各部会を課題別やプロジェクト別の体系に再構築し、関係機関などとの情報共有や連携の強化を図っていきます。

### 2 地域における各関係機関・団体、企業との連携

障害のある人の地域移行や就労支援には、行政だけではなく、地域住民や地域における各関係機関・団体、企業の協力が不可欠であるため、相互の連携を強化しながら計画の推進を図っていきます。

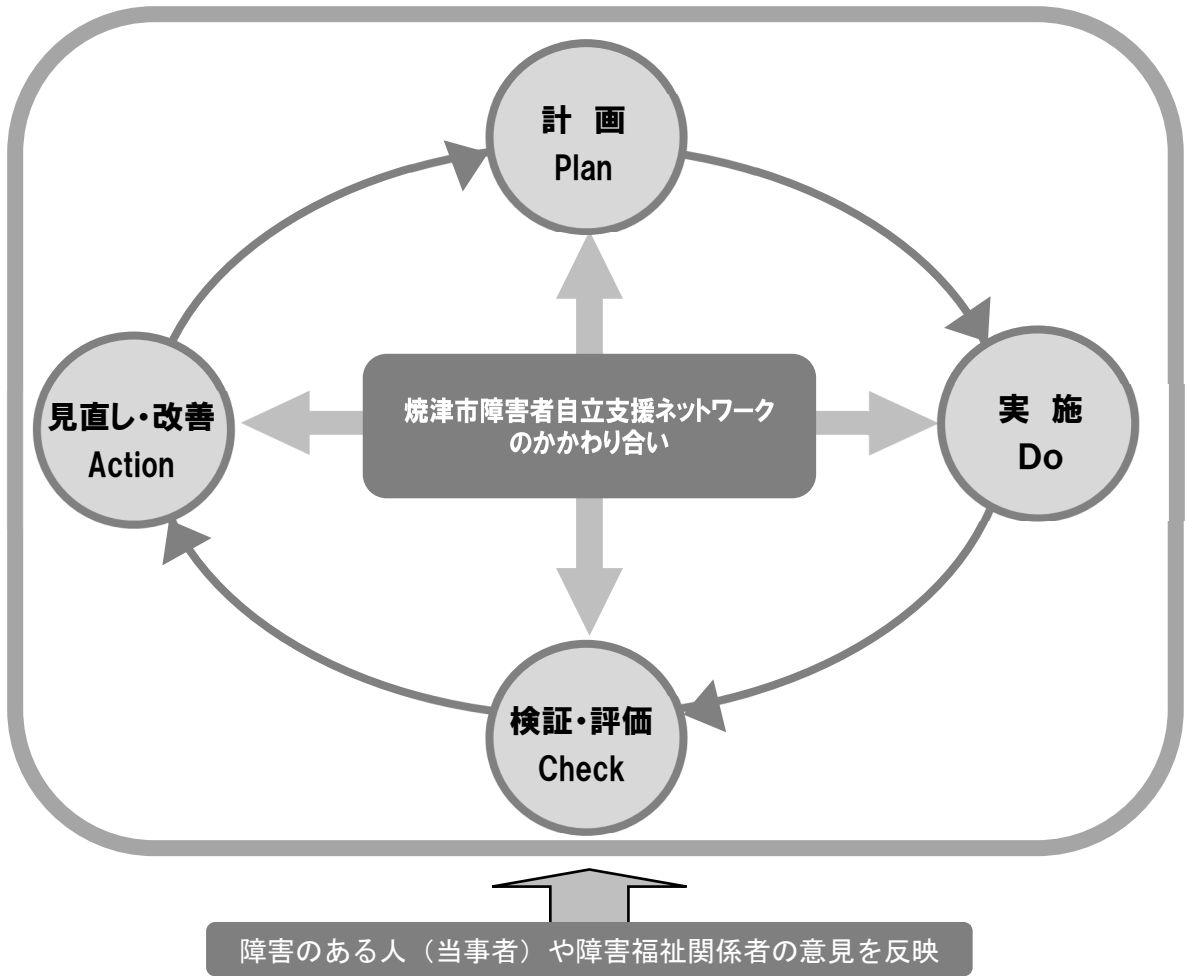
### 3 県、近隣市町との連携

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」で出された地域課題などのうち、県や志太榛原圏域の近隣市町との広域での取り組みが必要な場合は、静岡県自立支援協議会や志太榛原圏域自立支援推進会議と連携していきます。

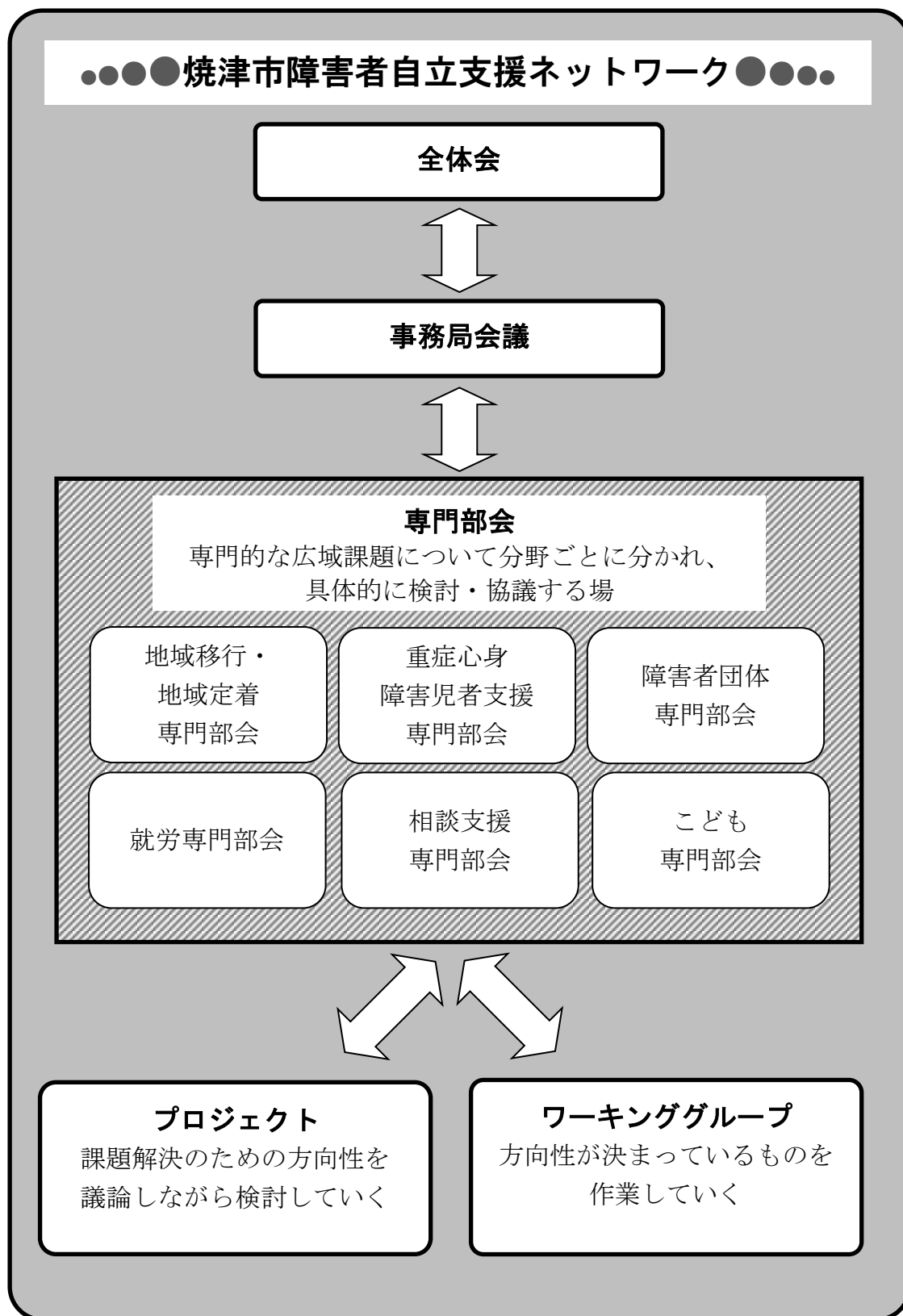
### 4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、「焼津市障害者自立支援ネットワーク」において、定期的に計画の進捗状況の報告を行い、障害のある人や障害福祉関係者などの意見を反映した上で進捗管理を行います。

■計画の進捗管理（PDCA サイクル）



■焼津市障害者自立支援ネットワーク組織図



# 関連資料

## (1) 焼津市障害者自立支援ネットワーク委員名簿

敬称略・順不同 (R6.3.31 まで)

	所 属	役 職	氏 名
1	焼津福祉会	理事長	池ヶ谷 聡
2	高風会	理事長	淵脇 一啓
3	焼津市身体障害者福祉協会	会長	山田 敏晴
4	焼津市重症心身障害児(者)を守る会	副会長	天野 恭子
5	焼津市手をつなぐ育成会	副会長	鈴木 功治
6	焼津心愛会	理事	鈴木 茂夫
7	焼津市医師会	理事	山本 剛史
8	焼津市教育委員会	指導主事	望月 麻美
9	藤枝特別支援学校 焼津分校	副校長	杉山 晴美
10	焼津公共職業安定所	所長	飯妻 宏典
11	東益津福祉会	係長	鈴木 智企
12	空と大地と	理事長	大橋 妙子
13	静岡福祉大学	教授	木下 寿恵(会長)
14	静岡県中西部発達障害者支援センターCOCO	管理責任者	櫻井 郁也(副会長)
15	焼津市民生委員児童委員協議会	障害者 福祉部会長	池谷 松太郎
16	焼津市社会福祉協議会	常務理事	石上 睦晃
17	焼津市ボランティア連絡協議会	会計	橋本 賀代

## (2) 障害者総合支援法（抜粋）

### ■障害者総合支援法第 88 条

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### (3) 児童福祉法（抜粋）

#### ■児童福祉法第33条の20〔市町村障害児福祉計画〕

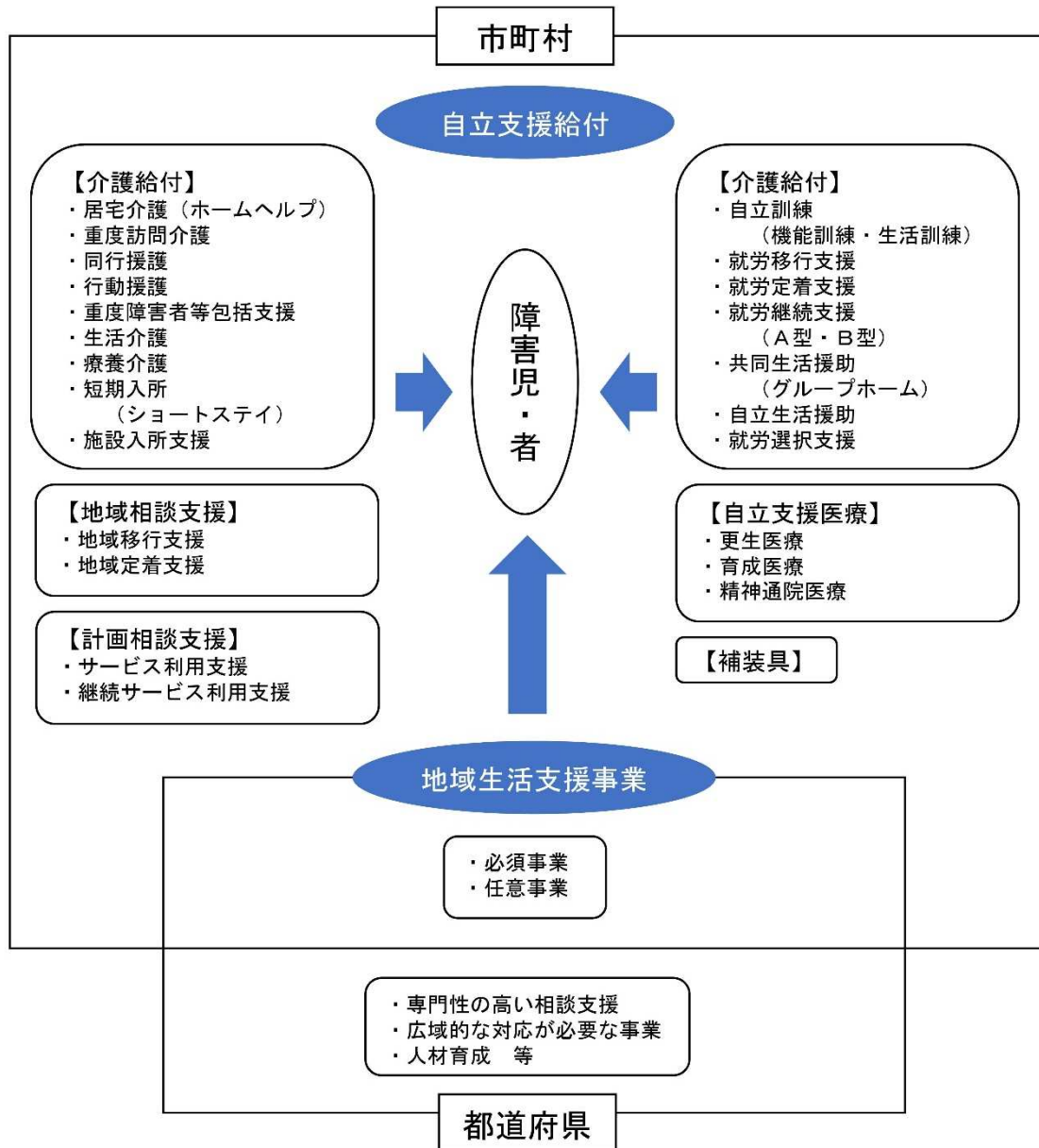
第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑧ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福

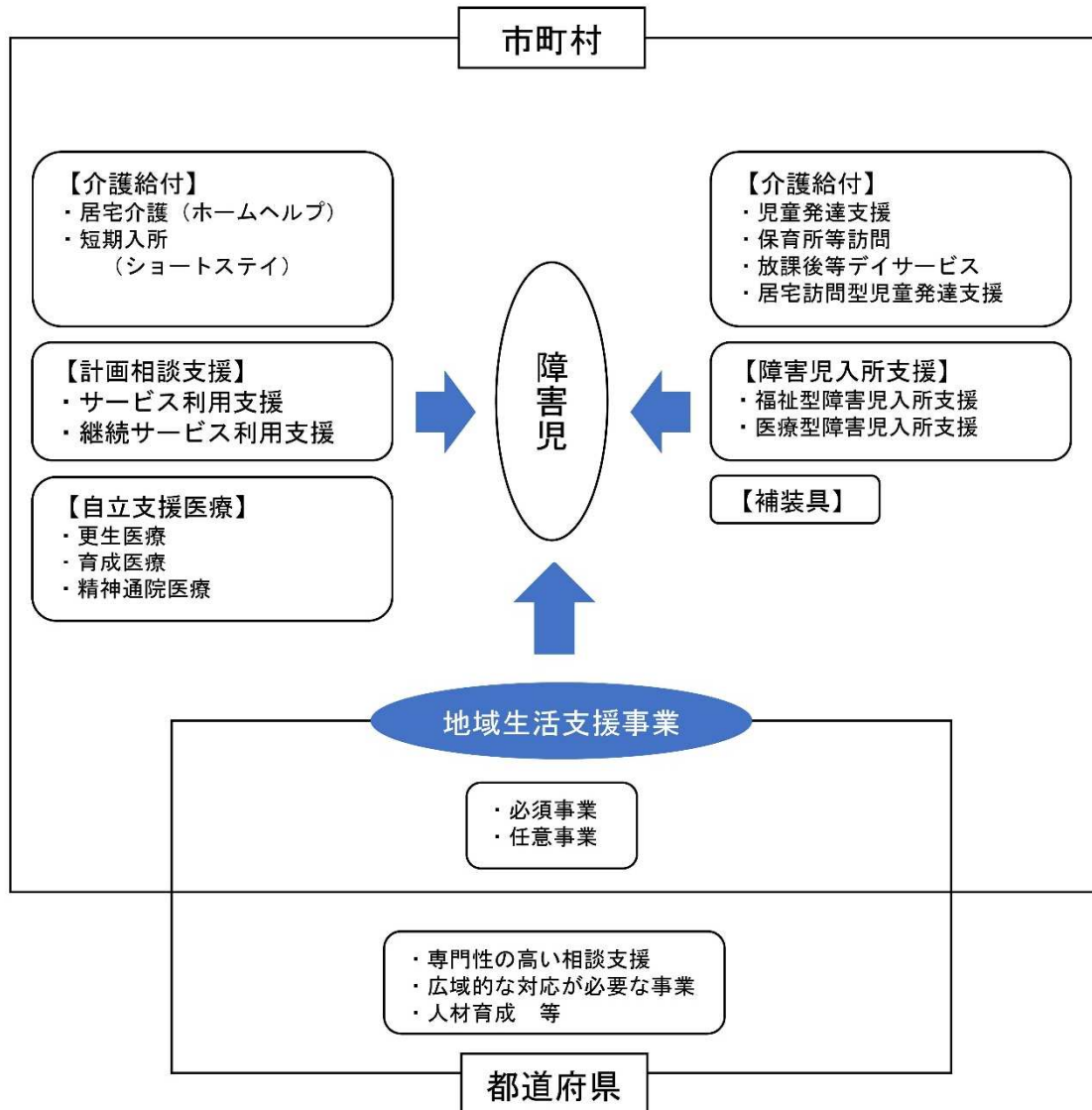
祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## (4) 障害者を対象としたサービス体系図



## (5) 障害児を対象としたサービス体系図



## (6) ライフステージ別のサービス

ライフステージ別に一般的に利用する主なサービスは次のとおりです。

法律・制度名	サービス	0～ 6歳	6～ 15歳	15～ 18歳	18歳 ～
児童福祉法	児童発達支援	○			
	居宅訪問型児童発達支援	○	○	○	
	保育所等訪問支援	○	○		
	放課後等デイサービス		○	○	
	障害児相談支援	○	○	○	
障害者総合支援法	居宅介護	○	○	○	○
	重度訪問介護			☆	○
	同行援護	○	○	○	○
	行動援護	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	○	○	○	○
	生活介護				○
	自立訓練			☆	○
	宿泊型自立訓練			☆	○
	就労移行支援			☆	○
	就労継続支援（A・B）				○
	就労定着支援				○
	就労選択支援			☆	○
	療養介護				○
	短期入所	○	○	○	○
	自立生活援助			☆	○
	共同生活援助			☆	○
施設入所支援			☆	○	
計画相談支援・地域相談支援			☆	○	
補装具	補装具	○	○	○	○
地域生活支援事業	日中一時支援	○	○	○	○
	移動支援		○	○	○
	訪問入浴サービス（※2）				○
	地域活動支援センター				○
	日常生活用具	○	○	○	○
ライフサポート	親子教室・並行通園（デイサービス）	○			

事業（※1）	障害者等短期入所	○	○	○	○
	補聴器（※3）	○	○	○	
自立支援医療	育成医療	○	○	○	
	更生医療				○
	精神通院医療	○	○	○	○

- ・表に○（白丸）と☆（星印）がありますが、○（白丸）は通常のサービスの対象者であり、☆（星印）はサービスを利用する場合、15歳～18歳の人を障害者とみなし（通称「者みなし」）、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定するものです。また、表は一般的に利用するサービスを示しており、例外的な利用については対応していない場合があります。
- ・65歳以上（特定疾病を持つ人は40歳以上）の人は原則介護保険制度を優先的に利用します。

※1 ライフサポート事業とは、障害のある人及びその家族が地域で安心して生活できるよう障害者総合支援法や児童福祉法を補完するための県補助事業です。

※2 身体障害のある人に限ります。

※3 18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入・修理などの費用を一部助成します。

## (7) 焼津市の障害福祉事業所一覧

令和6年3月現在

■障害者総合支援法のサービスを提供している事業所

NO	事業所名	種別	法人名
1	ワークすばる	就労継続支援 B 型	(福)焼津福祉会
2	虹の家	生活介護	〃
3	ゆりかもめ	生活介護	〃
4	ゆたか	生活介護	〃
5	すいせん	生活介護／ 就労継続支援 B 型	〃
6	大井川寮	施設入所支援・生活 介護／短期入所	〃
7	すぴか (すぴか・こすも・くれあ・かぺら)	グループホーム	〃
8	花・はな	地域活動支援センター	〃
9	焼津の空と大地と	生活介護／ 就労継続支援 B 型	(N)静岡福祉総合支援の会 空と大地と
10	暁	就労移行支援／ 就労継続支援 B 型 就労定着支援	(福)高風会
11	漣	就労継続支援 B 型 ／生活訓練	〃
12	大井川心愛	地域活動支援センター	(N)精神保健福祉焼津心愛会
13	緑遥作業所	生活介護／ 就労継続支援 B 型	(福)嬰育会
14	つぶら作業所	就労継続支援 B 型	〃
15	野いちご	生活介護／ 就労継続支援 B 型	(N)焼津育成の会 野いちご

NO	事業所名	種別	法人名
16	アンティーク布花工房・沙羅	生活介護	(N)インクルージョン志太
17	グループホーム樹羅	グループホーム	〃
18	ライフサポート チルル	生活介護	(N)静岡家庭教育サポート協会
19	らいふサポート 結・結	就労継続支援B型	合同会社 結・結
20	焼津ドリームビレッジ	就労継続支援A型	(株)富士山ドリームビレッジ
21	ドリームゲート焼津	グループホーム	〃
22	ラビット焼津	就労継続支援B型	〃
23	スタジオプレアデス	就労継続支援B型	(有)スターワールド
24	うるおい八楠	就労継続支援A型	(株)潤い総研
25	ミライ	就労継続支援A型	(株)エフィカシー
26	ライト	就労継続支援B型	〃
27	メロン	グループホーム	(N)ピース
28	レモン	短期入所	〃
29	インフィニティひまわりの橋	就労継続支援B型	(N)輝望
30	ライム	就労継続支援A型	(株)メープル
31	あおい荘	短期入所	(福)みだらけ福祉会
32	高麓	短期入所	(福)東益津福祉会
33	福聚荘	短期入所	(福)嬰育会

34	小規模多機能ホーム 「池ちゃん家」焼津	基準該当事業所 (生活介護/短期入所)	(有)池ちゃん家・ドリームケア
35	西焼津看護多機能ホーム 「池ちゃん家」焼津	短期入所(共生型)	〃
36	グループホームふわふわ焼津	短期入所/グループホーム	(株)恵
37	ソーシャルインクルーホーム 焼津惣右衛門	短期入所/グループホーム	ソーシャルインクルー(株)
38	ソーシャルインクルーホーム 焼津石津	短期入所/グループホーム	〃
39	Luana Base2	就労継続支援B型	(有)鈴木紙加工
40	グループホームりふあいん	共同生活援助	(株)refine

※順不同

■児童福祉法のサービスを提供している事業所

NO	事業所名	種別	法人名
1	ぽぷら	児童発達支援/ 保育所等訪問支援	(福)焼津福祉会
2	色えんぴつ	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	〃
3	くれよん	放課後等デイサービス	〃
4	リカバリー焼津本町	放課後等デイサービス	(株)リカバリー
5	リカバリーくすくす	放課後等デイサービス	〃
6	COCO	放課後等デイサービス	〃
7	COCO2	放課後等デイサービス	〃
8	てん おおいがわ	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	ポップ(株)
9	てん おおとみ	放課後等デイサービス	〃

10	スタジオプレアデス	放課後等デイサービス	(有)スターワールド
11	こどもデイサービス ウルル	放課後等デイサービス	(N)静岡家庭教育サポート協会
12	ハッピーテラス焼津教室	放課後等デイサービス	FLAT8(株)
13	La chouchou	放課後等デイサービス	(株)メープル
14	Gift	保育所等訪問/ 居宅訪問型児童発達支援	(一)実り
15	慧とう館 ガジュマル	放課後等デイサービス	(有)池ちゃん家・ドリームケア
16	ビレッジキッズやいづ	放課後等デイサービス	(株)富士山ドリームビレッジ
17	子どもスポーツスクール するが	放課後等デイサービス	(株)駿河
18	ヒーローズきっず焼津教室	児童発達支援	(株)ヒーローズホールディングス
19	めだかのがっこう プラス焼津校	放課後等デイサービス	(株)めだかのがっこうホールディングス

※順不同

■ 相談支援事業所

NO	事業所名	種別	法人名
1	生活支援センターわおん	相談支援事業所	(福)焼津福祉会
2	暁	相談支援事業所	(福)高風会
3	相談支援「スリーハート」	相談支援事業所	(N)インクルージョン志太
4	相談支援センターあおぞら	相談支援事業所	(福)春風寮
5	焼津市社会福祉協議会 特定相談支援事業所	相談支援事業所	(福)焼津市社会福祉協議会
6	アスク	相談支援事業所	(株)エフィカシー

7	相談支援センター スカイパーク	相談支援事業所	FLAT8(株)
8	プランセンターてん	相談支援事業所	ポップ(株)
9	障害者生活介護支援相談所 吉祥	相談支援事業所/生 活介護	(株)寺坂商店
10	あんしんサポート	相談支援事業所	(N)あんしんサポート
11	ふぁんた	相談支援事業所	(株)FantaG

※順不同

**第7期焼津市障害福祉計画**  
**第3期焼津市障害児福祉計画**  
令和6年度～令和8年度

---

発行年月日	令和6年3月
発行	焼津市
編集	焼津市 健康福祉部 障害福祉課
	〒425-8502
	焼津市本町2丁目16-32
	本庁舎 2階
	TEL : (054) 626-1127 (障害福祉担当)
	TEL : (054) 631-5532 (障害支援担当)
	FAX : (054) 626-2189

---